

参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和三十七年三月一日(木曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

二月二十七日委員木下友敬君辞任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

本日委員田中一君辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 理事

梶原 茂嘉君

石谷 憲男君

櫻井 志郎君

森 八三三君

委員

青田源太郎君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

古池 信三君

重政 勝徳君

仲原 善一君

温水 三郎君

藤野 繁雄君

小笠原三三男君

大森 創造君

北村 暢思君

衆議院議員

衆議者

石田 有全君

政府委員
農林政務次官 中野 文門君
農林省畜産局長 森 茂雄君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員
農林省畜産局参事官 保坂 信男君

説明員
農林省畜産局参事官 保坂 信男君

本日の會議に付した案件

○競馬法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○農業生産組合法案(衆議院送付、予備審査)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○農業近代化促進法案(衆議院送付、予備審査)

○農林水産委員会を開設いたします。委員の異動について報告いたします。去る二月二十七日木下友敬君が辞任、その補欠として田中一君が選任されました。

○農林水産委員会(農林水産部) 競馬法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号、予備審査)を議題といたします。本案につきましまして、去る二月二十三日提案理由の説明は聴取いたしております。それでは本案の補足説明及び配付の資料につきましまして説明を聞くことにいたします。

○政府委員(森茂雄君) 競馬法の一部を改正する法律案につきましまして若干補足説明を申し上げます。

まず、改正の主要な点を申し上げますと、第一には、地方競馬の施行体制を整備することとしたことであり、第二には、競馬投票法、競馬の開催回数等競馬の実施方法を改善するほか、これに対する規制を強化することとし、第三には、地方競馬の収益をもつて畜産の振興をはかるため地方競馬の施行者から地方競馬全国協会に売得金の一定率を交付する制度を設けるとともに、都道府県は、競馬の収益をもつて畜産の振興、社会福祉の増進等の事業の財源に充て、これらの事業の発展に寄与する措置を法律に明記し、第四には、地方競馬全国協会を設立して馬主、馬の登録、騎手の免許を全国的に統一して行なわせて競馬の公正かつ円滑な実施の推進をはかるとともに畜産振興事業に対する補助を行なわせることとし、第五には、競馬の公正確保をはかるため監督規定、罰則等を整備することとしたのであります。

まず第一に、地方競馬の施行体制を整備した点についてであります。現在、地方競馬の施行者は、都道府県及び著しく災害を受けた市町村または

は地方競馬場所在市町村であつて自治大臣が指定した市町村となつておりますが、指定市町村の数は、全市町村の四割に満たない百三十五市町村であり、そのうち約五割は戦災という事由により指定を受けているのであります。戦後すでに十数年を経過して、戦災復興もほぼ終了した現在では、指定当初の事由とかけ離れて運営されている事情もあり、この際地方競馬存立の意義に顧みて、施行体制を整備する必要があることから、第一条の競馬の施行者に関する規定を改正し、同条第一項において、競馬の施行者は原則として日本中央競馬会及び都道府県としたのであります。さらに同条第二項で著しく災害を受けた市町村または地方競馬場が存在する市町村につきましても、当該市町村の財政上の特別の必要性を考慮して自治大臣と農林大臣が協議して指定するものに限り、従前は期限をつけたものであったのを、今後は一定の期間を限って競馬を行なうことができることとしたのであります。

第三項は、市町村を指定する際条件を付することができるとしたものであります。この条件には、競馬の公正かつ円滑な実施をはかるため、事務の適正な運営を確保するための措置を予定しております。

なお、現在指定を受けている市町村につきましましては、附則第七条におきまして、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことができることとしたのであります。

次に、第二にいたしまして、競馬の実施方法についてであります。

第四條は、入場料に関する規定であります。これにつきましては公営競技調査会の答申の三に基づきまして、競技場の改善及び秩序の維持に役立つよう中央競馬、地方競馬を通じて入場料を徴収しなければならぬものとしたのであります。なお、省令で定める金額につきましましては、現行より若干の値上げを行なう予定であります。

第五條におきましては、勝馬投票券の発売業務の円滑化をはかり、あわせて競技場内の秩序の維持をはかるため、勝馬投票券を十枚以上を一枚をもって代表する勝馬投票券とし、現在の経済事情に適合した投票券を発売することができるといたしましたのであります。

第六條及び第七條は、勝馬投票法に関するものであります。調査会の答申の四に基づき、各種公営競技と統一をはかつて改正いたしましたのであります。的中率を高め、射幸心の過熱を避けるため、重勝式を廃止し、その種類を単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、省令をもってその実施方法を規定し、必要に応じこれを制限し得るよういたしましたのであります。

第二十條の改正は、従来地方競馬の

開催は、施行者単位に開催回数等を定めていたが、今回地方競馬の施行者を原則として都道府県にしたことに関連いたしまして、開催回数は都道府県の区域ごとの年間開催回数を定めることとしたのであります。したがって、一都道府県に複数の施行者がいる場合には、その調整をはかるため第二項におきまして、農林大臣の指示に関する規定を設けたのであります。

第二十一条の改正は、地方競馬の実施の委託に関する規定を新たに設けたこととあります。これにつきまして、都道府県がみずから競馬の実施を行なうことが困難であり、かつ、管下の市町村であつて地方競馬の実施に關して専門職員等の養成、従来の経験に徴して適切と認められるものがある場合には、その市町村に対し、競馬の実施に関する事務を委託して競馬を行なうことができることとしたのであります。なお、指定市町村につきましても、同様の趣旨で都道府県に委託して競馬を行なうことができるよう、従来政令にありましたが法律に明記いたしましたのであります。

第二十三条の改正は、第二十一条により競馬の実施の委託に関する規定を設けたことと関連いたしまして、委託を受けた都道府県または市町村が、法律または法律に基づく命令に違反して競馬の実施事務を行なつたときは、地方競馬の停止もしくは委託にかかる競馬の実施事務の執行の停止、または必要によりこれらの事項をあわせて命ずることができることとしたのであります。次に、第三といたしまして、地方競

馬の収益の使途についてであります。地方競馬の収益でもって、馬の改良増殖その他畜産の振興をはかるため、地方競馬全国協会への交付金制度を設けたこととあります。これにつきましては、各種公営競技のうち、ひとり地方競馬のみ、制度的措置がとられていなかったものでありまして、今回地方競馬の施行者から売得金の一定率に相当する額を地方競馬全国協会に交付させ、地方競馬全国協会において、主として、地域的な畜産振興事業に対する補助を行なうこととしたのであります。

馬の収益の使途についてであります。地方競馬の収益でもって、馬の改良増殖その他畜産の振興をはかるため、地方競馬全国協会への交付金制度を設けたこととあります。これにつきましては、各種公営競技のうち、ひとり地方競馬のみ、制度的措置がとられていなかったものでありまして、今回地方競馬の施行者から売得金の一定率に相当する額を地方競馬全国協会に交付させ、地方競馬全国協会において、主として、地域的な畜産振興事業に対する補助を行なうこととしたのであります。

第二十三条の二は、協会への交付金制度を新たに設けた規定であります。第一号におきましては、馬の改良増殖その他畜産振興のための事業の経費を補助するための業務の財源として、競馬の開催のつど売得金の一定割合の金額、すなわち、法案の別表にありますように、一回の売得金が六千万円以下は免除し、六千万円以上は売得金の額に応じまして、千分の四から千分の十に相当する額を、交付金として施行者から協会へ交付させる金額を規定いたしました。協会は、この交付金をもつて、馬の改良増殖その他、主として地域的な畜産の振興のための事業を補助することとしたのであります。第二号におきましては、協会が馬主及び馬の登録、騎手の免許等畜産振興補助のための業務以外の業務を行なうに要する経費に充てるための財源として、競馬開催のつど施行者から売得金の千分の四以内を協会に交付させることとしたのであります。

第二十三条の三は、都道府県の競馬の収益の使途についての規定であります。都道府県は、従前から競馬の収益を公益的に使用していたわけでありましたが、公営競技調査会の答申六に基づき、今後は畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展及び災害の復旧に必要な経費の財源に充てるような法律に明記したのであります。

次に、第四といたしまして、地方競馬全国協会について申し上げます。地方競馬全国協会は、従来都道府県または都道府県の組合が行なつておりました馬主及び馬の登録並びに騎手の免許を全国的に統一して行なうとともに、審判員等の養成、訓練等を実施するほか、前述の畜産振興事業に対する機関として設立したものであります。

第二十三条の四は、地方競馬全国協会の目的に関する規定であります。同協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することとしたのであります。

第二十三条の五の法人格に関する規定、第二十三条の六の事務所に関する規定、第二十三条の七の登記に関する規定、第二十三条の八の名称の使用制限に関する規定及び第二十三条の九の民法の準用に関する規定は、同種団体に共通な例文であります。

第二十三条の十は、役員に関する規定であります。協会の業務の重要性と多様性に対処するため、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内のほか副会長一人を置くこととし、これら

の十二第一項及び第二項におきまして、会長、副会長及び監事は、農林大臣が任命し、理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命することとしたのであります。

次に、協会の業務の性格にかんがみまして、第二十三条の十五において、役員が営利事業に係ることに付いて制限を設けるとともに、第二十三条の十九において役員及び職員が公務員たる性質について規定しているものであります。

第二十三条の二十は、協会の評議員会に関する規定であります。これは、協会の運営特に具体的な業務につきまして、それが適切に行なわれるように関係行政機関及び学識経験者の意見を反映するためのものであります。

その評議員の任命は、第二十三条の二十一の規定によりまして、広く、地方競馬を行なつていられる都道府県または指定市町村職員及び学識経験者の中から適切な者を農林大臣が任命することとしたのであります。

次に、協会の業務に関する規定についてであります。第二十二條の二十第一項各号のうち、第五号及び第六号の業務につきましては、第二十三條の二の規定の説明に関連して申し上げたところとあります。第一号及び第二号につきましましては、従来都道府県または都道府県のブロック別に行なわれていたものでありますが、馬主、馬及び騎手の全国的交流も顕著になつた現在、これらを全国的に統一して行なうこととしたのであります。第三号及び第四号につきましましては、地方競馬の公正かつ円滑な実施をはかるために、騎手、審判員の養成、訓練等を行なうこととしたのであります。な

お、審判員等につきましては、都道府県または市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、もしくは、そのおのれを派遣することとしたのであります。

次に、第二十三條の二十三の規定は、業務方法書に関する規定であります。業務方法書には、馬主及び馬の登録並びに騎手の免許に関する規定並びに馬の改良増殖その他畜産振興事業の補助の方法等について記載することとしたのであります。

第二十三條の二十四から第二十三條の二十六までは、他の同種の団体に準じまして事業年度、予算、事業計画等について必要な事項を規定しております。

次に、協会の財務及び会計に關してあります。第二十三條の二十七におきまして、畜産振興業務について特別の勘定を設けることとしたのであります。さきに申し上げましたようにこの協会は、一つには、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進をはかるため登録、免許等の業務を、他方では、畜産振興のための補助事業を行なうこととされているのであります。したがって、この両業務の経理を区別して整理いたしましてのおのが混同されないよういたしたのであります。その他の協会の財務及び会計につきましましては、第二十三條の二十八において省令に委任することとしたのであります。

次に、第二十三條の二十九は、協会に対する農林大臣の監督について規定しております。すなわち、第二十三條の二十九第一項は、協会は農林大臣が監督するということを明記いたしまし

たのであります。これは、農林大臣が協会の業務の性格にかんがみまして、第二十三條の十五において、役員が営利事業に係ることに付いて制限を設けるとともに、第二十三條の十九において役員及び職員が公務員たる性質について規定しているものであります。

第二十三條の二十は、協会の評議員会に関する規定であります。これは、協会の運営特に具体的な業務につきまして、それが適切に行なわれるように関係行政機関及び学識経験者の意見を反映するためのものであります。

その評議員の任命は、第二十三條の二十一の規定によりまして、広く、地方競馬を行なつていられる都道府県または指定市町村職員及び学識経験者の中から適切な者を農林大臣が任命することとしたのであります。

次に、協会の業務に関する規定についてであります。第二十二條の二十第一項各号のうち、第五号及び第六号の業務につきましては、第二十三條の二の規定の説明に関連して申し上げたところとあります。第一号及び第二号につきましましては、従来都道府県または都道府県のブロック別に行なわれていたものでありますが、馬主、馬及び騎手の全国的交流も顕著になつた現在、これらを全国的に統一して行なうこととしたのであります。第三号及び第四号につきましましては、地方競馬の公正かつ円滑な実施をはかるために、騎手、審判員の養成、訓練等を行なうこととしたのであります。な

次に、第二十三條の二十九は、協会に対する農林大臣の監督について規定しております。すなわち、第二十三條の二十九第一項は、協会は農林大臣が監督するということを明記いたしまし

たのであります。これは、農林大臣が協会の業務の性格にかんがみまして、第二十三條の十五において、役員が営利事業に係ることに付いて制限を設けるとともに、第二十三條の十九において役員及び職員が公務員たる性質について規定しているものであります。

第二十三條の二十は、協会の評議員会に関する規定であります。これは、協会の運営特に具体的な業務につきまして、それが適切に行なわれるように関係行政機関及び学識経験者の意見を反映するためのものであります。

その評議員の任命は、第二十三條の二十一の規定によりまして、広く、地方競馬を行なつていられる都道府県または指定市町村職員及び学識経験者の中から適切な者を農林大臣が任命することとしたのであります。

次に、協会の業務に関する規定についてであります。第二十二條の二十第一項各号のうち、第五号及び第六号の業務につきましては、第二十三條の二の規定の説明に関連して申し上げたところとあります。第一号及び第二号につきましましては、従来都道府県または都道府県のブロック別に行なわれていたものでありますが、馬主、馬及び騎手の全国的交流も顕著になつた現在、これらを全国的に統一して行なうこととしたのであります。第三号及び第四号につきましましては、地方競馬の公正かつ円滑な実施をはかるために、騎手、審判員の養成、訓練等を行なうこととしたのであります。な

て、同条第二項により農林大臣は、この法律案を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して監督上必要な命令をすることができるといふことになりました。

次に、第五といたしまして、競馬の公正確保をはかるため監督規定、罰則等を整備致した点に關してであります。

第二十五条の改正は、第二十一条の競馬の委託及び第二十三条の四以下の規定による地方競馬全国協会の設立に關連して、農林大臣が競馬の公正確保及び秩序維持をはかるため、受託市町村及び地方競馬全国協会に対して立ち入り検査等を行ない得る権限を新たに追加いたしましたものであり、第二十九条の改正は、都道府県職員、指定市町村職員、騎手及び馬丁の勝馬投票券の購入禁止に關する規定を、当該地方競馬のみならず、すべての地方競馬に拡大するほか、協会の役員にも勝馬投票券の購入禁止の規定を適用することとしたのであります。

第三十一条第二号の改正は、従来興奮利等の投与に關する罰則が主として、馬主、調教師等に限られておりましたのを第三者にも及び得るものとしたしました。その他罰則につきましても、第三十二条の二から第三十二条の十までにおいて整備強化いたしました。各種公営競技との調和をはかった次第であります。

最後に、附則におきましては、第一に、地方競馬全国協会の設立に關し必要な規定を設けたことであり、第二に経過措置として、現在指定を受けている市町村につきましても、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことが

できることとしたほか、現に都道府県の組合に登録されている馬主及び馬の登録、騎手の免許は、それぞれ改正後の規定により協会に登録または免許されたものとみなしたのであります。第三には、この法律の施行の前後にまたがって開催される地方競馬の実施、協会への交付金制度等につきましても、従前の例によることとしたこととであり、第四に、協会について同種団体と準じた税制上の優遇措置を講ずること等をおもな内容としております。

以上が、競馬法の一部を改正する法律案の概要でございます。

〇説明員(保坂信男君) それではお手元に御配付申し上げております競馬関係の横に綴りました参考資料について御説明申し上げます。

初めに競馬開催の概況の累年比較ですが、一ページと二ページに、中央競馬地方競馬について掲載しておるわけでありまして、まず中央競馬につきましても、二十三年から三十六年までの状況を掲げております。これはお手元の表でござらんのように、開催回数、日数、入場人員並びに発売金額、売得金等について掲げたものであります。

が、二十三年にたまたまの競馬法が施行になりました。それ以前におきましては日本競馬会が民営で行なっておったわけでありまして、二十三年から二十九年まで国営競馬として実施されて、二十九年から中央競馬会が実施する改正をされたのが、一番左の欄で記載してあるとおりでございます。大体表でござらんただけのところでありまして、最近の売り上げの状況は、三十五年、三十六年に見ますように、売得金の欄に掲げてございますように、三

十五年度におきまして、曆年でござい

ますが、三十五年で二百九十億、三十六年で三百七十三億の売り上げになって、だんだんと売上金額が増加をしております。参つておるわけでありまして、発売の金額につきましても、場内、場外と書いてありますが、場外馬券の売り場は、ただいま関東、中京等で十四カ所程度場外売り場があるわけでございます。なお、国庫納付金と書いてありますのは、中央競馬会法におきまして、二十七条で中央競馬につきましても、売り上げの一〇%を国庫に納付することになっておりまして、さらに毎事業年度剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付することになっております。

この第二納付金と書いてありますのは、後者でございます。

次に、地方競馬につきましても、競馬場数はだんだん廃止するところが出てきて、現在三十八カ所ございます。三十六年度は三十七と書いてありますが、これは上諏訪が一カ所去年行ないませんでしたので、三十七になっておるわけでございますが、地方競馬におきましても、売上金はだんだん増加をして参りまして、三十五年度におきましては三百七十七億、三十六年度におきましては四百三十五億と書いておる。収益金は右から二番目の欄に書いてあるわけでございます。一番最後の欄の率は、収益の率でございます。最近におきましては八%ないし九%が収益率になっております。

・次のページでございますが、これは地方競馬の現在の施行者数でございます。現在、現在都道府県と指定市町村が地方競馬を施行することができるとなっておりますが、都道府県は一番

上の欄に書いてございますように、十八都道府県でございます。開催してない都道府県は二十八県になっております。市町村につきましては、まあそのうち県が開催してございせんけれども、管下の市町村が開催しております。地方が九ございまして、したがいます。全く競馬が行なわれていない府県は十九で、競馬を県か市町村かいずれかが行なっておりますものが、二十七県になっておるわけでございます。開催の形態から申しますと、これは一部事務組合等を作って開催しているところ、単独で開催しているところがござい

ますが、単独で開催しておりますのは、府県では十四、指定市町村では三十九、組合を作りまして開催しておりますのが、府県は四、指定市町村は九十六で、組合数にして十七になっておるわけでございます。合計いたしました。ただいま指定を受けまして開催しておりますのは都道府県が十八、市町村は百三十五、うち市が百五、町村が三十となつておるわけでございます。

それから次の四ページの表でございますが、これは指定市町村の指定事由別の数でございますが、指定市町村は、現行法におきましては、著しく災害を受けた市町村で自治大臣の指定したもの並びに地方競馬場が所在する市町村で指定を受けたもの、二つの事由になつておる。第一号指定、第二号指定と区分して掲げてござい

ますが、第一号の災害につきましては、戦争事由によるもの、火災、風水害、震災等の事由によるものが、ここに掲げました別に該当の数がございます。災害をされておるわけでございます。災

害事由で指定を受けたものが百十九、競馬場所在という理由で指定を受けたものが十六、合計百三十五がただいま実施をいたしておるわけでございます。

次に五ページは、競馬場の状況でございますが、中央競馬におきましては、左の欄に掲げてございますように十二競馬場、札幌から宮崎までございまして、地方競馬におきましても、その中央競馬場を、右の該当欄に掲載しております。右の該当欄に掲載しております市町村は、中央競馬場を地方競馬が利用しているものが、ここに掲げたような状況に相なつておるわけでございます。

六ページに参りまして、地方競馬場は三十八と申し上げましたが、現行法では府県は二カ所以内競馬場を設置することができることになっております。北海道は六カ所でありまして、県内に一カ所存在するものが、上欄に掲げた二十府県でございます。県内に二カ所所在いたしますものが中欄にございまして六府県でございます。北海道は、ここに掲げましたように六カ所でございます。

競馬場の所有形態といたしましては、下欄にございますように、府県有、市有、県市の共有のもの、中央競馬会が持つもの、利用しているものは、先ほど申し上げましたとおりであります。なお畜産団体、公社等が持つもの、会社等が持つもの、このよう区分になつております。

それから七ページは、投票方法別の発売状況でございますが、現行法の単勝式、複勝式、連勝式等におきまして一番売り上げが多いのは、それぞれの

欄の下欄にございますように、ページで表わしてあります、連勝式が最近におきまして九六%で、非常に多くなっております。なお重勝式は、備考に書いてございますように三十六年の二月に中止をいたしまして、たゞいまは実施をいたしております。

それから八ページは同じく地方競馬についてでございますが、これにつきましても、傾向をいたしましては、中央競馬と同様に、連勝式が売り上げの非常に大きな部分を占めておるのでございます。重勝式は、これも三十四年の一月から中止をいたしております。

それから九ページに参りまして、馬主、調教師、騎手等の登録並びに免許の状況、馬丁等の状況でございますが、三十六年現在におきましては、登録を受けた馬主が千二百八十一、調教師の免許を受けた者が百十九、騎手免許百八十八、馬丁は千二百十六、馬名の登録千六百六十、服色の登録を受けたものが千三百三十四、これが中央競馬の状況でございます。

これに十ページは、地方競馬について同様な現状でございますが、馬主の登録を受けた者が四千六百九十一、服色の登録八十五、騎手の免許千七百三十五、馬の登録八千四百十一でございます。調教師の制度は、地方競馬にはございません。

なお、最後の表は競走馬の現況を戦前と比較して記載いたしましたものでございまして、中央競馬におきましては千六百七十五、地方競馬におきましては八千四百十一、合計一万八十六となっております。

以上簡単にございますが、御配付申し上げました資料について御説明を申し上げます。

上げました。

○委員長(橋原茂喜君) この際委員の異動について御報告を申し上げます。本日、田中一君が辞任、その補欠として藤田進君が選任されました。

○委員長(橋原茂喜君) それでは、本案の補足説明及び配付の資料につきましての説明は終わりましたのであります。が、これらに関連いたしました御質疑がございまして、御発言を願いたいと存じます。

○大森創造君 私は競馬の問題については、まるっきりしろうとなんてです。予備審査ということでありまして、ひとつ二、三お伺いします。……では今のやつとりやめておきます。

○清澤俊英君 ちょっと安楽城さんにお伺いします。この前の競馬法を、中央競馬を地方に移しますときに……○委員長(橋原茂喜君) ちょっと、これは懇談でいいんですか。速記をつけますか。

○清澤俊英君 これはこの説明に関係があるのだから……いろいろの人がそれに対して賛否を述べたあれがあったね。あなたのほうで一べんこれを集められたあれがあったと思うがね。それは小さいプリントで出されたものがあると思うのでもしそれがあつたら参考資料でひとつ配っていただきたい。あのとおりの……

○専門員(安楽城敏男君) ちょっと記憶がありませんが、ひとつ調べて後ほど……○清澤俊英君 あれは片柳さんが委員長のとときだ。

○専門員(安楽城敏男君) 国営競馬を

民営に移すときのあれですね。ちょっと記憶がありませんが、ひとつ調べまして……

○天田勝正君 二、三お伺いします。私はまあ説明を聞いて……○小笠原二三男君 これきよう審査するというにきめたのかい。

○委員長(橋原茂喜君) 今の補足説明並びに資料に関連してです。○天田勝正君 私の伺いたいことは、説明がわからないので二、三お聞きしておきますが、さっきの補足の、またさらに資料説明の場合には、重勝式はもうやめたんだと、こうおっしゃって……

……は、今度法律改正で重勝式をやめるのだと、こう言っております。一体この重勝式というのはどういうものかわからないのでついでに、この重勝式は、射幸心の過熱を避けるというのだから、どういふふうに避けられるのか、中身とともにまずこれを伺いたいと思います。

時間を急ぎますから、ついでにもう一問いたします。それは、この説明では、前々から戦災都市や何かに許してきたのだけれども、もはや戦後十数年もたつたから必要がないとこう言っておられるのに、それじゃやめようという説明なんです、ところが、だんだん改正してさらに続く、それは一体どういふことなんでしょう。それをお伺いします。

それから売得金の一定率に相当する額を、地方競馬全国協会に交付してそれで畜産振興をやるのだと、こういふわけですが、馬自体とすれば、きよう資料を持ってきておりませんけれども、むしろこの農業基本法の説明のと

きでも、だんだんこれは減るようなことになっておるのです。だから畜産振興して競馬、ギャンブルを盛んにするために馬をまあふやすと、何かそういうことになるのか。あるいは畜産振興というのだからもっと広いので、馬のほうは減るけれども、しかし乳牛や何かをどんどんふやしていこうと、こういうことなのか。この畜産振興というものは、いづれが主になるのか、これを第三としてお伺いします。

それから収益の使途であります。これもまあ長くこういふものをやっておると、だんだんそれがまあ一定の、市町村などの歳入に見積もらなければ困るという情性が、どつちかといえば情性です、情性が生ずるわけですが、今度こういふふうにするという、ますますかようなギャンブルをあてにするという色が濃くなってくると思うのですが、一方ギャンブルをやらないがらどうも教育、文化の発展なんというところには少しどうも縁遠いような私は気がするのです。この種のギャンブルをやめておられる果がありますけれども、その最大の理由は、なるほど利益も上がるかもしれないけれども、しかし、教育、文化上まことによろしくないというのが一致した見解であると思っております。この点はどういふことになるのでありますか。

それから二十三条の二十ですが、協会の評議員会というものを規定して、これでの学識経験者の意見を反映させるというのですが、この種のギャンブルに、学識経験者というのはい体いかなる人をさすのか、どうも馬のことと、技術的に知っておるという人でもなさそうだし、ちょうどこれは売春取り

締まりの学識経験者みたいで、あのときは経験は除いたのでありますが、この場合もどうも経験のほうは何なんでしょう。かね、このギャンブルについて以上お伺いしておきます。

○政府委員(森茂男君) 資料についてのお尋ねでございますが、第一の重勝式といふのは、各レースの一着の馬を続けて各レースごとに当てる、今まで普通制度としてやっておりますのは、一レース一着、二レース一着と三レース一着等を指定しますと、その三レースすべての一着の馬を当てた場合に、重勝式の投票が当たったと、こういふことでございまして、重勝式は各レース重なる勝馬を当てていくということでございまして、相当配当率が射幸心をそそるものですから、現在法律制度として残しておりますけれども、先ほど資料で御説明申し上げたとおり、制度としてはやり得るがやめておりますが、今度は制度としてもやめてしまおうということでもあります。

それから第二の指定市町村の問題ですが、これは指定市町村は現在百三十五ございまして、現在やっております指定市町村制度は、第一条におきまして、「著しく災害を受けた市町村」それから競馬場所在地の市町村について自治大臣の規定がございまして、期限なしに永久不変に競馬ができるという、裏から言いますと復興上規定されたわけでありまして、復興理由がなくなつても、期限なり条件なりをつける制度が現在ございせんので、二十四、五年ごろから指定されておつても取り消しなり期限がこない、こういふことでございまして、今回は今後新しく災害を受けて、そうし

て市町村もやりたい、それから都道府県もやらせてしるべきだ、自治大臣も特別の財政上その他の財政、災害復旧措置を講ずる以外には必要であるという場合で、それで都道府県等が開催して、その収益で市町村の災害復旧をはかるという規定を入れておきますが、そういうことで配つても、市町村自身がやったほうがいいと、こういう場合に自治大臣と農林大臣と協議をして指定をしますけれども、今度は復興計画等もながめまして、期限、条件をつけて、その範囲内でやる道も置いていく、ただそういう場合は相当制約されていくということでございます。こういう意味におきまして、前の制度と今度の制度とは、手ばなしであるということ、今度は期限をつけて条件をつけるということと著しく違ふわけでありま

す。それから現在の現行法で第一条で手ばなしで指定されております市町村であつて、かつ現在でも競馬を施行しております市町村が百三十五ございいますが、これは現時点から見ますと、三年間は実施できる。その間に自治省等も財政上各市町村の内容等も洗いまして、やむを得ない事由でまだ復興計画が当初の申請で指定されたときの計画が全うされてない、ごく最近に指定されました理由としては、伊勢湾台風による愛知県で六カ村であります、最近の指定された市町村でまだ復興が完全でない、かつ都道府県から都道府県開催による収益を配つていただくよりも、市町村でやったほうがいいといふことで、市町村も都道府県も、かつ自治大臣と農林大臣とも協議しても適

当であるという場合は、四十年後になつても、それでも適當であるという場合には、第一条の規定で、今度は期限を付して更新し得る場合がある、こういうことで現行法と違つておるわけでありま

す。それから全国協会が評議員等の意見を聞いてやるという問題は、これは現在三十六年度で売得金の額を想定いたしますと約四百三十六億、地方競馬の収益が上がりまして、それと同じ程度来々、再来年上がりまして、今度の売得金で畜産振興に充てる額を別表で掲げておりますが、果進で掲げておきますけれども、突つ込みで十分の八になりますから、収益の約一割上がってきますから、その十分の〇・八、大体三億程度のものが畜産振興費に充てられるわけでありまして、それを各都道府県の計画に従ひまして畜産振興の各都道府県の申請等に基づきまして、畜産振興の費用に充てる場合に、畜産関係等に十分御理解のある人、あるいは地方公共団体のその間の関係者等の意見も十分聞きまして、農林大臣として交付金が公正に交付されるようにしていこうというわけでありま

す。なお、馬の改良、増殖と畜産振興の問題であります、また馬の飼育頭数は減少しておりますが、九州、北海道のほうで相当の農業上の役割を尽くしておる点もございまして、予算上の措置としては不十分な点もござい

ますので、馬の農耕馬関係の充実の費用にも、たとえば九州、北海道で、その都道府県の御計画で農林団体のそれらの充実を尽くしたいといふことであれば、そのほうに交付して参る。その他乳牛問題、酪農問題、あるいはその

他の動物の育成、増殖、その他畜産物の取引等につきまして、都道府県でもっと力を入れていきたいといふことで御計画が出ると思ひますが、それについて措置して参らう、こういうわけでございます。

○天田勝正君 答弁漏れがあります。競馬をやめておるところもあるのです、そのやめておる理由を聞きますと、かかつて教育文化上好ましくないから、こういうことでやめておられると私は聞いておるのです。しかるところ、今度の二十三年度の三によりまして、今の畜産の振興とあわせて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展と、こういうことが羅列されてお

ります、おおよそギャンブルのごときは、教育、文化とは背馳するものではないかと私は考へておるけれども、この関係はどうなるんだ、こう聞いておる、これが一つ漏れております。

それから、この評議員の資格のうち、学識経験者、こうあるのだけれども、端的に言えば、ギャンブルですから、パチンコをうんとやれば学識経験者のうちに入るのかどうか。さつき私は端的に、わかりやすく言つたのですけれども、売春法のときの学識経験者みたいに、経験者というのはおかしいというので、あれはその経験のほうはとつたはずなんです。だからこの際も、一体ギャンブルについて学識経験者というのは何をさすのか、こういうことについてお答えがない。

○政務委員(森田雄吉) 第一点のギャンブル、あるいは教育、文化との関係でございますが、お配りいたしました「公営競技調査会答申」という別冊があります、その別冊によりまして、各

公営競技等につきまして、総理大臣から公営競技調査会に諮問が行なわれまして、その諮問の結果、三ページに答申があります、その答申でも、三項目に、今後、少なくとも現状以上に奨励しないこと、その弊害はできるだけ除去する方策を考慮して、次のように改正を加えるべきであるといふことが答申されておまして、そこで射幸心の過熱等の問題につきましては、記の第四に「投票方法については、各種公営競技間の統一をはかりつつ的中率を多くすることにより、射幸心の過熱をさげるとともに、競技場における紛争を防止する見地から次のことを検討する。」といふことで、投票方法につきましては、当たる率を非常に高くし、ギャンブル的な連勝式は制限をしていく。こういうことで、新しく連勝複式という制度の提案をされておるわけでありま

す。それから、教育、文化等の点に關しましては、五ページの六で「公営競技による収益の使途については、公営競技発足当時との状況の変化に鑑み、次の点を考慮する。」とあつて、第一に「売上金の一部を、関連産業等の振興に充当することとするが、その他に福祉事業、医療事業、スポーツ、文教関係等にも成可く多く充当すること」といふ趣旨を法律に明記すること。

という御答申になつたわけでございます。なお、御指摘の「一部の地方団体において、その財政が公営競技に強く依存しているのは好ましくないことであるので、国及び地方団体は協力して出来るだけ早く、かかる事態をなくすよう努力」して、公営競技に財政を依存するといふ態勢をやめていかせたら

どうか、こういうようなこと、あるいは公営競技の開催、レース等の問題につきましても、できるだけ今後しばらくいけといふこと、あるいは六ページにございまして競技場の環境整備の問題、それから九にありますが不正レースの発生防止の問題等について、今後、厳格に、トラブルの起こらぬように、また環境が悪くならないように、行政官庁に答申をされたわけでありま

す。そういう趣旨に基づきまして、われわれといたしましては、公正な運営をはからせていこうと、こういうことでありま

す。○天田勝正君 質問の趣旨と全然違ふのだ。公営競技の調査会の長沼会長のその答申の内容がどうのこうのといふのではないのです。それはそうであらうけれども、それを尊重しながら、政府が責任をもつて国会に私は提案されたのだらうと思ふ。そうだとすれば、あなたのさつきの補正説明の、七ページでしたか、今後の畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、次に教育、文化の発展と。だから教育、文化の発展といつておるのですから、これをやることによってどうして教育、文化の発展になるのか、そのつながら

り、私は理解できない。あなたのおっしゃるの、やめるほうが教育、文化の発展のように答申をされておるといふふうには言つておる。ところが、政府の責任をもつてここに出されたものは、教育、文化の発展をやるのだといふからわからなくなる、こういうことなんです。ですから答申がどうのこうのといふ説明より、端的に政府の責任としてこの教育文化の発展とギャンブルを、投票方式を少しぐらい変える

ことによつて、どうしてそのつな
りが持たれるのだ、これを端的に聞
いてゐるのです。

○政府委員(森茂雄君) 勝馬投票の投
票方法の改善は、非常に射幸心をそ
そつて教育上おもしろくない点が相
当ございますので、これは射幸心をそ
そらないような中率を高めた投票方
法で制限していくこととてやつて参
りたいと思つておられます。

一方において、投票方法の問題では
なくて、収益の使途については、学
校建設とか、あるいはスポーツ・セン
ターとか、そういうことには収益を向
けていく、こういう点で収益上の使途
の点で教育、文化を申し上げておるわ
けであります。

○天田勝正君 学識経験者について
はどうしても言わない。学識経験者とは
何ですか。

○政府委員(森茂雄君) 全国協会でご
さいますが、馬の改良、増殖その他畜
産振興の補助を全国的に地方に對し
て行なう關係上、その馬の改良、増殖、
畜産の振興の学識経験ある方の御参加
をお願いしたい、こういうわけでありま
す。

○小笠原三三男君 補足説明のことだ
から、補足説明してもらいたいのだが
ね。これは政務次官にお聞きするほう
がいいと思うのですがね。あの、競馬
法の一部を改正する法律案となつてい
ますが、一部というのは、大部ではな
いのだね。ところが、この法案を見る
といふと、全面的な新しい法案です
ね。この新旧対照の条文によるとい
ふと、もう旧文はほとんど削除、そう
して新しく条文につけ加えられている
点は膨大なものです。これは、なぜ新

馬法なり何なりで出さなかつたのか。
何でこういう必要があるのか。どうい
うことなんですか。それでなかつたら、
競馬法の大部を改正する法律案なり、
九九%改正法律案なり名をつけたらよ
かつたのですか。(笑聲)

○政府委員(中野文門君) ただいまの
お尋ねでございますが、従来の競馬法
を全部廃止して、新しい競馬法を設
定するといふ形もあると思つて、今
今回お願いをいたしてあります。今
回は、従前の競馬法の内容を変更する改
正法律案でございます。一部である
か大部であるかという点によつての
お尋ねでございますが、今回お願い
いたしました改正案の取り扱ひの上か
らは、競馬法の一部を改正する法律案
といふこととお願いをいたしました。
はたして一部であるか大部であるか
といふことは、論点はあろうかと思
ひますが、従来の競馬法を廃止して、新
しく別個の競馬法を設定するといふ形
式をとらまへるので、競馬法の大部を
改正する法律といふことは、従来のこ
うした法律改正に用いない文言であ
うと思ひます。まあ、私もそのい
ふことは、改正点の条文の多寡と
か、あるいは内容の重点がどこにある
かといふことによつて、一部である
か大部であるかといふことについて
は、御見解もあろうかと思ひますが、
私もそのほうといたしましては、政府
といたしましては、一部を改正する法
律案といふこととお願いをいたしま
した。さう御了承願ひしたいと思ひ
ます。

○小笠原三三男君 それではまあ、た
だきようは聞いておくだけだから聞き流
しておきます。あとでまた質問をいた
します。

○小笠原三三男君 補足説明のことだ
から、補足説明してもらいたいのだが
ね。これは政務次官にお聞きするほう
がいいと思うのですがね。あの、競馬
法の一部を改正する法律案となつてい
ますが、一部というのは、大部ではな
いのだね。ところが、この法案を見る
といふと、全面的な新しい法案です
ね。この新旧対照の条文によるとい
ふと、もう旧文はほとんど削除、そう
して新しく条文につけ加えられている
点は膨大なものです。これは、なぜ新

しますが、もう一つは、法律には、法
律制定の趣旨たるべき目的が明らかに
されてゐるんですよ、大体、ところ
が、この競馬法だけは新旧ともに、何
のために競馬をやるんだといふことが
明らかでない。戦前からやつてきた競
馬を、ただ新憲法下、民主的に軍
馬の奨励も何もなくなつたわけだか
ら、それで何となしに白ばくれて、競
馬をどうやるかといふことの系統だけ
をいろいろ取りきめて、そうして適当
に災害なんといふものをくつつけて、
益金をそれに充てるんだといふもつ
もろしく装つて、それも法文上は明記
することを避けてゐる。それで、もう
初っぱなから日本何とか競馬会に競馬
をやらせる、競馬はこうしてやる、こ
れだけ。だから、いつでも理論として
はここからもう疑義が起る。で、わ
れわれ今後これを審議するにあつた
て、どういふ趣意のもとにこの新競馬
法を審議したいのか。この大前提に
なるべき、何のために、競馬をこれ
だけ大部改正をやつてまでやらせる
のか。政府のはつきりした、法律に載
せてもいふくらしい趣旨を端的に、あ
でもない、何でもない、疑義を残さぬ
ように、何のために日本国政府は競馬
をやらせるのか、こういうことを明
かにしていただきたい。そういうこと
がどこにもない。

○清澤俊英君 関連。委員長にひとつ
骨折つていただきたいことは、今のよ
うな問題があるわけ、二十四年に競
馬法ができて、馬連でやつておつた競
馬を国営にしてやりました。それが二
十九年に中央競馬会に経営が移管しま
した。そのときの移管問題につ
きまして是非について、たしか公聴会

まではいかなかつたけれども、参考人
を呼んで、おのおの意見を大量に聞
いたものがあります。これは私反對し
ておつた立場で相当記憶が明らかであ
る。今の、河野さんなどもやはり御意
見をいはれておられるし、またその他、
非常に競馬に關係した人のたぐさんの
意見があつたと思ひます。それを政府
のほうで、そのときの速記録を調べ
て、そうして各人の意見を抜粋してど
ういふわけにこれを改正することがよ
ろしいかといふ大部分の御意見のよう
ですから、それをひとつ参考資料に出
して下さい。

○委員長(堀原茂雄君) かしこまりま
した。

○清澤俊英君 たしか私の記憶だと、
その当時安楽城さんの御努力で全部の
ものが、まとめたものが調査室へきた
と思つて、すけれども、ひとつ調べさ
していただきます。

○專門員(安楽城敏男君) ちょっと記
憶がありませんので、ひとつ調べさ
していただきます。

○清澤俊英君 そういう事実があつた
ことは……

○專門員(安楽城敏男君) だいた問題
がありましたので、そこまでやつてお
りましたかどうか、記憶がありません
が。

○清澤俊英君 調べて下さい。

○小笠原三三男君 つけ加えて申し上げ
ますがね。われわれは競輪、モ
ーターボート競走、これをギャンブルだ
といふことで廃止のために運動してい
る側の政党员で、その際に一番個人的
には困ることは、競馬だけは野放しし
て、そうしてよそのものは廃止する
といふことだけおっしゃられるが、それ
はどういふことですか。みな廃止する

なら、競馬でも何でもみなギャンブル
だから廃止したらどうですか。そうす
ると当該關係者が逆襲する、われわれ
に。ところが、この条文の内容は一々
過度な射幸心をあおらぬようにこうこ
うするとか、売上益金は学校建設に充
てるとか何にするとか、なかなかうま
いことをいつてゐるが、これは自転車
でもモーターボートでも同じことを
いつてゐる。どだい今日競馬法だか
ら、馬だから、農林省畜産局が提案
し、所管しなければならぬといふ根拠
も理由もなくなつてゐる。畜産振興な
んといふ適当な羊頭を掲げて肉を売
るような、何が畜産振興ですか。自転
車は自転車技術の振興のため、モ
ーターボートはモーターの開発伸張のた
め、あとは地方財政に資する。何で
か、こんなことは。だから、私は、あ
る面では好意を持つてこの大前提なる
ものを開こうとしてゐる。馬なるがゆ
えに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これは廃止されても、こ
れはギャンブルが目的ではないんだ、
国として、これこれの趣旨をもつて競
馬をやるんだといふ建前がなかつた
ら、これは全部同じですよ。そういう
意味で、私は、ただ三行半だけいい
から、きようは聞き流しておきたい。
どこにもない、その趣旨、目的は。自
転車でいふと、通産省の軽工業局で
すから、自転車産業の振興と、何かもつ
ともらしい。農林省畜産局はこれによ
つて産馬の振興と、今そんなことは言
えませんが。自転車競技でもモーターボ
ート競技でも、目的ははっきりしていま
す。羊頭のものでもあつても、地方財
政に資するとか、何々産業を育成する
とか書いてある。これには何もない。

○清澤俊英君 関連。委員長にひとつ
骨折つていただきたいことは、今のよ
うな問題があるわけ、二十四年に競
馬法ができて、馬連でやつておつた競
馬を国営にしてやりました。それが二
十九年に中央競馬会に経営が移管しま
した。そのときの移管問題につ
きまして是非について、たしか公聴会

まではいかなかつたけれども、参考人
を呼んで、おのおの意見を大量に聞
いたものがあります。これは私反對し
ておつた立場で相当記憶が明らかであ
る。今の、河野さんなどもやはり御意
見をいはれておられるし、またその他、
非常に競馬に關係した人のたぐさんの
意見があつたと思ひます。それを政府
のほうで、そのときの速記録を調べ
て、そうして各人の意見を抜粋してど
ういふわけにこれを改正することがよ
ろしいかといふ大部分の御意見のよう
ですから、それをひとつ参考資料に出
して下さい。

○委員長(堀原茂雄君) かしこまりま
した。

○清澤俊英君 たしか私の記憶だと、
その当時安楽城さんの御努力で全部の
ものが、まとめたものが調査室へきた
と思つて、すけれども、ひとつ調べさ
していただきます。

○專門員(安楽城敏男君) ちょっと記
憶がありませんので、ひとつ調べさ
していただきます。

○清澤俊英君 そういう事実があつた
ことは……

○專門員(安楽城敏男君) だいた問題
がありましたので、そこまでやつてお
りましたかどうか、記憶がありません
が。

○清澤俊英君 調べて下さい。

○小笠原三三男君 つけ加えて申し上げ
ますがね。われわれは競輪、モ
ーターボート競走、これをギャンブルだ
といふことで廃止のために運動してい
る側の政党员で、その際に一番個人的
には困ることは、競馬だけは野放しし
て、そうしてよそのものは廃止する
といふことだけおっしゃられるが、それ
はどういふことですか。みな廃止する

なら、競馬でも何でもみなギャンブル
だから廃止したらどうですか。そうす
ると当該關係者が逆襲する、われわれ
に。ところが、この条文の内容は一々
過度な射幸心をあおらぬようにこうこ
うするとか、売上益金は学校建設に充
てるとか何にするとか、なかなかうま
いことをいつてゐるが、これは自転車
でもモーターボートでも同じことを
いつてゐる。どだい今日競馬法だか
ら、馬だから、農林省畜産局が提案
し、所管しなければならぬといふ根拠
も理由もなくなつてゐる。畜産振興な
んといふ適当な羊頭を掲げて肉を売
るような、何が畜産振興ですか。自転
車は自転車技術の振興のため、モ
ーターボートはモーターの開発伸張のた
め、あとは地方財政に資する。何で
か、こんなことは。だから、私は、あ
る面では好意を持つてこの大前提なる
ものを開こうとしてゐる。馬なるがゆ
えに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これは廃止されても、こ
れはギャンブルが目的ではないんだ、
国として、これこれの趣旨をもつて競
馬をやるんだといふ建前がなかつた
ら、これは全部同じですよ。そういう
意味で、私は、ただ三行半だけいい
から、きようは聞き流しておきたい。
どこにもない、その趣旨、目的は。自
転車でいふと、通産省の軽工業局で
すから、自転車産業の振興と、何かもつ
ともらしい。農林省畜産局はこれによ
つて産馬の振興と、今そんなことは言
えませんが。自転車競技でもモーターボ
ート競技でも、目的ははっきりしていま
す。羊頭のものでもあつても、地方財
政に資するとか、何々産業を育成する
とか書いてある。これには何もない。

○清澤俊英君 調べて下さい。

○小笠原三三男君 つけ加えて申し上げ
ますがね。われわれは競輪、モ
ーターボート競走、これをギャンブルだ
といふことで廃止のために運動してい
る側の政党员で、その際に一番個人的
には困ることは、競馬だけは野放しし
て、そうしてよそのものは廃止する
といふことだけおっしゃられるが、それ
はどういふことですか。みな廃止する

なら、競馬でも何でもみなギャンブル
だから廃止したらどうですか。そうす
ると当該關係者が逆襲する、われわれ
に。ところが、この条文の内容は一々
過度な射幸心をあおらぬようにこうこ
うするとか、売上益金は学校建設に充
てるとか何にするとか、なかなかうま
いことをいつてゐるが、これは自転車
でもモーターボートでも同じことを
いつてゐる。どだい今日競馬法だか
ら、馬だから、農林省畜産局が提案
し、所管しなければならぬといふ根拠
も理由もなくなつてゐる。畜産振興な
んといふ適当な羊頭を掲げて肉を売
るような、何が畜産振興ですか。自転
車は自転車技術の振興のため、モ
ーターボートはモーターの開発伸張のた
め、あとは地方財政に資する。何で
か、こんなことは。だから、私は、あ
る面では好意を持つてこの大前提なる
ものを開こうとしてゐる。馬なるがゆ
えに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これだけは残しておかなくちゃ
いかに、これは廃止されても、こ
れはギャンブルが目的ではないんだ、
国として、これこれの趣旨をもつて競
馬をやるんだといふ建前がなかつた
ら、これは全部同じですよ。そういう
意味で、私は、ただ三行半だけいい
から、きようは聞き流しておきたい。
どこにもない、その趣旨、目的は。自
転車でいふと、通産省の軽工業局で
すから、自転車産業の振興と、何かもつ
ともらしい。農林省畜産局はこれによ
つて産馬の振興と、今そんなことは言
えませんが。自転車競技でもモーターボ
ート競技でも、目的ははっきりしていま
す。羊頭のものでもあつても、地方財
政に資するとか、何々産業を育成する
とか書いてある。これには何もない。

全然煩かぶりです、この法案は。目的もない。だから、きょう三行半だけでいいからお聞きしておいて、今後の審査の資料としたいから、お答え願いたい。

○政府委員(森茂雄君) 今、小笠原先生からお話を承ったのですが、競馬の歴史は非常に古いわけですが、競馬の歴史は、競馬法上の勝馬投票といふものを行なう関係上、勝馬の払い戻し等については特例になっております。競馬法自身の目的につきましても、私就任以来、いろいろ速記録等勉強いたしました。旧競馬法にも、なかなかそういう規定が出ておらない。ただ、この中央競馬法の改正にあたりましては、国会等いろいろな議論のあったところがあります。市町村その他の問題が加わったのは、国会の修正によって加わったわけでありまして、こゝういう意味におきまして、また戦前から歴史的な経過といたしましては、軍馬関係等、戦前の国策と結びつきまして、相当な中途から沿革があったわけでありまして、現行競馬法でも目的は書いてございまして、施行団体としての中央競馬会等におきましては、競馬の健全な発達をはかるということとで設立されるのだと、そういうことが明文に書いてあるわけでありまして、われわれといたしましては、時代の推移とともに、現在の事実として考えましたところでは、個人の考え方といたしましては、先生方のように、いろいろ、ああ考え、こう考え、いろいろ論点はありますが、現在の現行競馬法では、あるいは過去の競馬法等では、そういう目的規定が第一条にない関係になっております。われわれといたしましては、いずれにいたしまして、競馬法によりまして、健全な競馬の運営をはかると、こゝういう趣旨で御提案をいたしておるわけでありまして。

○小笠原三男君 中央競馬会が競馬の健全な発展をはかるといふことは、競馬をやるといふことが出ておるから、法律に沿って健全な発展をやらうとする。当然なことですが、しかし政府は、何のために競馬をやらせるのかといふことを明らかにしないといふことではない。今のあれでは答弁になっていない。これだけの全面修正をして、競馬を維持、存続、発展させようといふなら、今まで明らかでなかった、あなたも今言うておられるように、何のために競馬をやるのだ、やらせるのだといふことを明らかにしなければ、われわれ何を柱にして審査していけるかわからない。健全な育成、発展をはかる、それはわかった。なぜそういうことをはからなくちゃならない。なぜ馬を走らせなくちゃならないか。

○千田正君 話は実際うまい話が出てくるのですが、前はこれはわれわれの地方では、産馬奨励あるいは軍馬の奨励という意味で、地方競馬を行なっておったわけですが、今は軍馬もなければ、馬の生産はだんだん衰えてきております。だから、こゝういう問題が出てくるのも当然だろうと思ひますがね。しかし、今小笠原さんの言うように、畜産組合が主体になってやうにするでしよう。だからこゝういふものの収益を、酪農の面において、たとえば牛なら牛の生産というふうなものに、改良するといふような意味で、農林省のいわゆる馬から牛へと切りかえていく政策に、これを役立たしめるような大綱をこゝへ入れなければ、今小笠原君の言うような問題が起きてくるので、ただギャンブルといふのはけしからぬといふなら、競輪もやめさせるように全部やる。それから地方財政が貧弱で、たとえば災害をこうむった場合のあれができないといふならば、これはもう災害復旧法に基づくところの、政府は十分な予算をとって、こゝういふものをやらなくとも済むような大前提に立つてやらなければ、こゝういふ改正ができないのじゃないか。だから目標といふものははっきりして下さい。これはやはり畜産組合が、いなかのほうでは主体になってやうにしているのですから、こゝういふ収益は、今度は馬から牛に切りかえるのだから、牛のほうの奨励にその金を使つていくのだといふような、農林省自体の政策に、こゝういふようなことを、この中に盛り込まなければ、法案の趣旨はおかしくなってしまう。これはこの次に逐条審議等において、私、またお伺いしたいと思ひます。

○委員長(橋原茂雄君) それでは本日このところは、本案につきましては、この程度にいたしたいと思ひます。

○清澤俊英君 ちよつと、さっきの資料出せませんか。どちらから出してくれるのですか。

○委員長(橋原茂雄君) 相談して……。

○大森創道君 私ちよつと一言、議事運営について申し上げますがね。私は理事になって、二回ばかり出てきたところが、予備審査の段階で、ほんの形式的な質疑にとどめる、こゝういふことであつた。きょうの審査は、特別に競馬の問題について相当時間かけた。委員長は理事と打ち合わせして、大体日程によつて、これだけ消化し得るといふ目算があると思う。私にすれば、これはもうこゝういふふうに際限なく内容の吟味をやるということになれば、これは本審査と変わらぬと思ふ。委員長、どうですかね。今後議事運営の問題について、この問題はどの程度にとどめるとか、時間のあんばい、それから本審査については、三時間かけるとか、十時間かけるとか、こゝういふもの目算なくして、今まで補足説明を聞いていたのですが、われわれの聞きたいことも、一時間も二時間もありません。ただけれども、それを聞かざるにしないで、それが議事運営に協力する立場だと思つていた。ところが、きょうのを見るという、今まで例のない興味のあつた問題だから、ギャンブルだから、ずいぶん時間をかけている。こゝういふことについて、どうなのか。今後委員会として、こゝういふ興味のある問題と、どんどん時間をかけて審議をするということになれば、私も考えがある。社会党のほうでもまだ質問がある。本審査といふものと予備審査といふものを、われわれ委員長及び理事打合会において、こゝういふ印刷物にして資料を渡しておるのですが、これはどういふところをめどがあるのか。委員長にひとつ……。

○委員長(橋原茂雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(橋原茂雄君) 速記を始め次に、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九三号、予備審査)を議題といたします。

○政府委員(森茂雄君) 横に書きまして畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の参考資料について御説明を申し上げます。

一 ページの一般経済指標といたしましては、畜産物の価格指数が全体の卸売物価、指数、小売物価指数とどういふ関係に、畜産物について三十二年を一〇〇とすれば、それぞれ一〇〇のとり方が違ひますけれども、それを一覽にしたわけでありまして。

三 ページにわたりますのは「生産関係」についていろいろ推移を上げてありますけれども、概算値として三十五年の欄をこらんにいたしますと、畜産物の指数の一四・九といふ指数は米の四八・六に次いで農産物関係としては第二位になっておるといふことをこらんにお願いしたいと思ひます。二十六年は九・五でございまして、畜産物関係の総産出額が農産物関係では一四・九に上つておるといふことであります。

次に「農業生産指数」でありますけれども、畜産の欄がまん中より下の欄にございまして、これは畜産物の関係の伸びを示しております。昭和二十五年二十七年の平均を一〇〇とした場合といふことでございまして、二十六年の指数が一〇〇前後にばらばらになっておりますけれども、二十五年二十七年の平均を一〇〇とした場合にどう

なっているかということでございます。三十五年の欄をのぞいてみると、ただければ、二四七・三という指数になつておりまして、最後の欄は一一〇・三になつておりますが、これは三十五年対三十四年の比で、一割増というものであります。ただいろいろ欄外で、計算の仕方につきまして注書きで注釈してございます。

次の五ページの家の飼養農家数その他一頭当たりの飼養頭数でございますけれども、三十六年の欄、一番下の欄をのぞいていただければ、農家全戸数のうちで乳牛については戸数が六・九、役肉用牛については三二・六という戸数になつておりまして、鶏は六五％であつたのが、一番右の欄の鶏では六三・二、こういう指数になつてゐる状況を示してゐるわけでありまして。

それから六ページでは飼養頭数及び一戸当たりの頭数の推移でございますが、三十六年の推移を見ましても、乳用牛について見ますれば、依然として三十六年では上がつてきておりますが、平均突っ込みとしては一戸当たり二・一頭、問題になりましては豚につきましてもわずかに二・九頭という状況になつておりますが、普遍的に多い鶏につきましても、一戸当たり一八・九ということ、頭数は上がつておりますけれども、必ずしも全体の平均としては過頭羽数になつてはおりないということでございます。

七ページは牛乳、乳製品の生産量の推移の状況でございますが、この表では特に牛乳生産量は二十六年から四八三・一％の増でありますし、飲用牛についても六八・九でありますけれども、

も、この裏にひそんでおります現在の状況としましては、こういう生産でも依然として、もっと需要が旺盛である、最近の統計では一二・三％の伸びに對して、需要は一四・五％の伸びである、二、三％の需要旺盛がきておりますので、乳製品の加工品の生産が伸びず、すぐ飲用に回つてゐるというのが現在の状況でございます。

八ページに参りますと、一般の牛馬の屠殺、それからできます枝肉の生産量の状況であります。十ページには、最近までの鶏卵生産の状況でありまして、鶏卵は著しく三十六年までには非常に増産になつており、ケタ違いにふえて参つてゐる状況であります。

次は、常に問題になります畜産物の生産費の問題で、十一ページでございます。これは注に書いてありますとおり、調査戸数は年度によつて違ひますが、調査戸数は注の三に七百七十戸ないし八百戸と書いてありますが、そういう戸数で調査をいたしております。それから俗っぽくよく一升当たりと申しますので、費用合計あるいは生産費等、第一次生産費、第二次生産費の欄で三角でカッコしてありますが、これは注に書かれてありますとおり、一升当たりの費用を示しておる数字であります。これは全部百キロ当たりの数字でございますので、参考のために一升当たりの、農家的な一升当たりの数字で三角を示しておるわけでありまして。

それから十二ページでは肉豚生産費の問題でございますが、これは三十五年に初めて統計調査部が生産費調査をやつた關係上、対象農家はカッコにあ

りますと六十六戸でございます。この統計調査部で集計したものを掲げておるわけでありまして、それから十三ページには、生乳の価格の推移状況を飲用と加工と全国平均に分けて各月別の最近の状況を御参考のために掲げ、かつ加工用の分につきましては、飲用分につきましては代表的な加工産地の価格と代表的な飲用牛の普及地とを並べて、生産界における価格の推移を御参考のために掲げておるわけでありまして。これは農林省の農村物価資金調査によつた数字でございます。

十六ページには製造業者の販売価格につぎまして各製品別に市価を掲げておるわけでありまして。十七ページに至つては、三十七年一月の市況を御参考のために掲げてあります。配付してありますのが、最近におきます価格審議会の答申の乳製品の乳価はこれらを相当参考にしたわけでありまして。

十八ページに乳の小売値段の關係を書いております。乳製品、市乳の小売価格の欄で一番最後の欄の市乳というのが、いわゆる家庭で配給を受けておる飲用乳のことでございます。三十六年の一―五月まで、こうなつておりましたが、加工市乳等は三十七年一月まで据え置かれておる状況であります。

食肉価格につきましては、十九ページに卸小売各段階別にキロ当たりの価格を掲出して御審議の参考にあてようというわけでありまして。二十ページに産地価格としてこれは農林省農村の物価資金調査、卸売価格は日本銀行の東京卸売価格を参考に掲

げてあります。小売価格は総理府の統計局の小売物価統計調査報告による肉の価格を一番オーソリテイヴとして引用したわけでありまして。御参考のためにのぞいてお願ひいたします。

二十一ページは鶏卵の価格推移でございます。注に掲げたのとりの資料を参考にいたしまして参考資料を編成したわけでございます。

二十二ページは家畜生体自身の価格の推移を農林省統計調査部の調査による部分について抽出して御参考のために掲げておるわけでありまして。三十五年では豚の価格が、キロ当たり枝肉の価格が高いもので、この欄でのぞくらんになるように、三十五年では平均子豚購入四十日から六十日のものが五千二百二十三元という暴騰を來した経験を持つておるわけでありまして。

もう一つ二十三ページでは消費關係を表にしてのぞいておるわけでありまして、牛乳製品は國民一人一日当たり、あるいは畜肉國民一人一日当たりの消費量は依然として非常に低くあるというのをのぞいてお願ひしたいと思います。次は二十四ページでは、大都市の世帯平均一カ月の消費支出の状況で、ま

ん中ごろに乳肉卵とございまして、この欄で、これは金額で、欄外に単位円となつておりますので、これを数量としてかきカッコで換算してみまして、御参考に供したわけでございます。これは大都市の世帯の平均一カ月当たりでございます。次の欄にある農村における主要食品消費量の推移は、これはちよつと表の作り方は悪いと思ひますが、これは全国平均一人当たりで出してありますので、また一人当たり同

士であるいは世帯同士で比べた数字を編成したいと思つております。この欄は農村の分はグラムでございまして、価格ではございせんので、比較しやすいように編成したいと思ひます。

二十六ページに至つては、これは主食の状況が違ひますといへ、非常に日本においては畜産物の消費量が非常に少ないということを御参考までにのぞいてお願ひしたいと思います。

二十七、八ページ、二十九ページでは貿易關係について掲げてあるわけでありまして。乳製品の欄の輸入の關係で相当量が多いのは、これは普通の学校給食關係で粉乳等も入りますもので、この数字が非常に膨大になつておるわけでありまして。食肉については羊肉のマトンがA入つておるもので、年額約二万トン程度入つておるというのを御注目願ひたいと思ひます。あとは家畜の輸入、これは特に最近多いのはブロイラー等の輸入がありまして、家禽類で頭数が四万五千六百四十二、これは一月から十一月まで一年間ではございせんが、このほど改良養鶏等の關係で相当入つてきておるといふことを御注目願ひたいと思ひます。輸出につきましては、粉乳類とそれから次の三十ページにあります鳥卵いわゆる鶏卵の輸出が多いということを御了承承お願ひたいと思ひます。

三十一ページでは過去数年間統計に参りました学校給食の助成の推移と予算額と実行額を掲げまして、審議の便宜に供しようというわけでございます。これらは需給關係から計画予算と実行額が相当差があるということも御了承願ひたいわけでありまして。

以上が畜産物価格安定に関する資料の簡単な御説明でございます。

あと二枚、三枚ありますが、最近における畜産物価格審議会における答申の資料を御配付してあります。審議会は、二月六日第一回の審議会を開催いたしました。会長は一橋大学の馬場さんになりまして、安定価格のあり方について検討されたわけでございまして、特に具体的な価格を出すよりも、価格算定方式と価格の出し方を審議してはどうかという大体の空気がございまして、やはり政府がそのために参考資料を出しますと、それが中心になって討議がされた経過であります。

第二回目を二月八日に開催した結果、指定食肉の安定基準価格について、御配付いたしましたような答申が行なわれていたわけであります。政府側といたしまして安定基準価格を諮問するに臨みまして、農林大臣の言明があったといえ、法が決定している以上、安定基準価格をきめたい、またこの事態では、至急事態を終息するために早く値段をきめたいということございまして、審議会の中では、価格算定方式をきめるということで臨んだわけでございまして、けれども、価格算定方式が早急にきまらない事態になりましたので、審議会の皆さん方としては、緊急事態に処理する価格を御答申願ったものと考えております。したがって、答申のあり方とありますと、価格算定の方式についてはさらに検討するということ、今後、中旬行なわれます三十六年及び三十七年の価格決定をさっそく行ないたいと思っておりますが、その際まいには、価格算定方式について決定をい

ただきたいと思っておりますけれども、現在の状況としては、そこまで進み得るかどうかわれわれとして大いに勉強いたしたいと思っております。なお特に申し上げておきますが、この答申の趣旨は、政府が当面する豚肉の価格の下落に對処して畜産振興事業団による豚肉の買入れの安定措置を講ずるに必要な安定価格の基準を決定いたしましたにつききまして諮問いたしましたことに基づき、その一は二百四十円、その二は二百七十円の両論がございまして、政府といたしましては事態の取捨をはかるために、至急それに準じましてその資料の中心となりまして東京付近の横浜、大宮等を、両案を勘案いたしまして二百四十五円といたして、二月の二十一日に告示いたしましたわけでございまして、

二月十四日には、乳製品の価格がえらく暴騰いたしておりますので、事業団からの買入れ、輸入措置を至急急ぐ関係上、法の精神に従いまして上位価格だけきめていただきました。バターにつきましては四百円、脱脂粉乳につきましては四百三十五円の御答申をいただきましたが、現在の時価がそれに相当いたしますので、海外に、バターについては四百円、脱脂粉乳については三千円に、通産省と連絡をとりまして輸入を急いでおります。おそろとも五月末につきまします。一般の乳製品あるいは市乳等の需給調整に役立つことと思っております。以上が答申案の問題であります。

もう一つは、芝浦屠場の問題につきまして、前からの資料を整備いたしましたものについて屠場の概要を申し上げたいと思っております。現在敷地は六万三千平方

米、建物が二万七千平方、配付資料についてごらんをおきをお願いしたいと思います。

これは特に二ページの取引の現状でございまして、第一に、枝肉の取引は、枝肉取引業者を構成員として、売手六十八名、買手百七十名、加工十八名、計二百五十六名とする枝肉取引組合の自主的規則に基づいて行なわれておりますが、相対取引であるために、成立する価格が多数の売買当事者の自由な競争による価格とはいいたるものであります。また、産地との契約が不明確であって、その内容も完全な委託契約でなく買取契約に近くなっております。

取引価格については、代金決済期間がまちまちのために、価格のうちに種々の大きさの金利危険負担が含まれておりまして、またその価格の公表は芝浦枝肉取引組合が行なっておりまして、一般に公表される価格は基準価格でございまして、実際の取引価格そのものとはいいたるものでございまして、出荷地別の屠殺頭数は三ページに書かれてありますとおりでございまして、九州が非常に多いたることに注目すべき現象でございまして、

以上御売価格あるいは食肉取引実施要綱を作った取引委員会をやっておりますが、それについての要綱を御配付申し上げまして説明した次第でございまして、

○清澤俊英君 再三私は畜産の問題で、ことに豚、鶏の問題で最近大工場生産的なものが非常に勢いでふえておる。これはあなたのほうでも非常に問題にしておられると思うのです。この間畜産物の価格、農産物の価格何とかが参考資料をちょうだいしました。それが、その一番先にもそれが、これから大企業とどうタイアップするかというところが一番先に書いてある。そこでそういう工場が、工場というより大企業、そういう委託もしくは直営でやるものがどれくらいあるのか、どれくらい規模のものがどうなっているのか、というのを資料で出していただきたい。というのを何人も言っているのに、まずこれを出してもらわなければならぬのだと思うのだ。この両委員会提出資料、これは大体要求したものを書いてあるのですが、どうして出せないのですか、これは三回ぐらい要求しているのだ。

○政府委員(農務局長) 申しわけございませぬ。午後すぐ出します。

○清澤俊英君 それから第二は、この芝浦屠場の問題だが、大事なことが抜けております。それは芝浦屠場と農林省の関係ですわね。これは中央市場法でできておるのだから、農林省がどこまでタッチするかというところは、非常にめんどろです。だからそういう農林省との関係においてどの権限まで今まで芝浦を監督指導をなさっていったか、正式の権限について、そういう点を一つ明らかにして出してもらいたい。

それからこれはなかなかめんどろだろうと思ひますが、成豚、成牛です。ね、そういうものが集まってくる場合、この間もあなたのほうでは全販でやっておるものが二〇%、あとは大体博労の手によって集まる、こう言われ

たものがどれだけ、あとはどれだけのものが委託となつて、博労に委託となつて集まるか。何かあなたの方のお考えだといふと、大部分が委託で博労のところにくるような先日米の御答申だと思ひますので、したがって、なかつたらいい。庭先で買って博労から博労へ価格が決定してくるものと、こう見ていいのかどうか。その点が明確でないの、ひとつお調べになつて、参考資料として出していただきたい。農協から出す大体二〇%は、これは大体全販に対する委託だろうと思ひますが、あとの個々の畜産卸売人というのですか、それが博労を使つて集めるものが、自己が買い出しに行つて集めるもの等がこれが全部委託かどうか。それらの委託によつて集まるものはどのくらいあるのか。これは重要な問題ですから、ひとつ資料をお願いしたいと思ひます。

○委員(農務局長) それでは、午前はこの程度にいたしました。午後一時二十分からは引き続き開くことにいたします。それまで休憩をいたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時二十二分開会

○委員(農務局長) 午前に引き続き、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(衆第五号)及び農業生産組合法案(衆第八号)の二案を一括議題といたします。これら二案は、去る二月五日及び十二日、予備審査のため、衆議院から送附せられ、本委員会に付託されました。それでは、まず、両案の提案理由の

説明を順次、発議者から聞くことといたします。衆議院議員石田有全君。

○衆議院議員(石田有全君) たいだいま議題となりました土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後の土地改良事業は、農地制度の大改革と相並ぶ国の最も重要な施策の一環として、自作農を中心とする農業経営の合理化と農業生産力の発展をはかり、食糧その他の農作物の増産によつて、農業の国民扶養力を引き上げ、ひいては、国民経済の成長と発展に寄与することを目的として強力に推進されましたが、一方では、これが法的体系的整備のために、昭和二十四年、土地改良法が制定せられたのであります。自來今日まで数次の改正を見、本法を根拠に土地改良事業の実施、土地改良区等の設立運営が行なわれ、農民諸君の努力と相俟つて、わが国食糧農業問題の前進のため多くの成果を上げて参つたことは、御承知のとおりであります。

最近の実績を徴しますと、昭和三十一年度までに事業費で約二千七十七億円、完成受益面積約百八十八万ヘクタールに達し、栽培技術の進歩向上に助けられつつ、農地、なかんずく、水田の生産力は飛躍的な増大と安定を見ることとなつたのであります。昭和三十年以降、五年続き、六年続きの豊作がうたわれておりますが、水稲におきましては、すでに千二百万トンの生産水準をもつて平年作とすることが、今日の常識となるに至つてゐるのであります。このように、土地改良事業は土地生産力の発展に役立っております。

ますると同時に、一面においては、農業労働の軽減による労働の生産性の向上に裨益し、終じて農業の近代化、合理化を促進して参つた事実を否定することはできないと思つております。

戦後の土地改良事業はかような効果を上げて参りましたが、同時にまた、今なお、全国には数百万ヘクタールに達する要土地改良面積が残されておられ、さらに、新時代に即応し、畜産農業、果樹農業等の振興のため、強力なる畑地対策の推進が要請せられておるのであります。それにかかわらず、食糧事情の若干の好転を背景として、いわゆる農業生産基盤整備事業に対する政府の熱意が近來とみに冷却の傾向を示し、昭和三十一年度予算におきましては、若干の増額を見ておるのであります。わが国農業の特徴である零細性と生産性の劣勢が、生産コスト低下の障害となつており、加えて、世界経済のブロック化推進に伴う貿易自由化政策は、劣弱なわが国農業にとって一大脅威であることは、何人も否定し得ないところであります。したがって、いまして、農業構造改善の前提条件としての土地改良事業を急速に推進しなければならぬ現段階におきまして、十分な予算措置が講ぜられていないことは、なほ遺憾であると申さざるを得ないのであります。

同時に、現在の土地改良事業がその内部に持つておりますものもろの欠陥、すなわち、事業進展の遅延による経済効果の減殺、事業の一貫施行態勢の不徹底、営農技術指導の不十分、事業完了後の施設の維持管理方式の不備、農民負担の過重等、各種の問題点に真正面から取り組み、一つ一つこれを解決すると同時に、他産業との所得格差が漸次拡大しつつある今日の情勢下におきましては、さらに高次元の下に立つて、農業の共同化、近代化を推進する必要がある、これがために、あらゆる施策に先だつて農業生産基盤の整備拡充とその制度の確立に努めて参らねばならないと信ずるものであります。

われわれが前述の見地に立つて二月七日再度提出しました農業基本法案におきまして、農業基盤の整備拡充については特に意を用ひ、その前文で、「国の責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進する」ことを明らかにし、さらに本文では、「農業基本計画に基づき、農業年度計画の実施に必要な予算の確保」をうたい、また、「農業経営の共同化を促進するため、全国国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化による農業生産基盤の整備をはからなければならない」ことを述べ、もつて国の義務として、農業生産基盤の整備拡充を積極的に促進すべき旨を明示してゐるのであります。これに比較して、成立を見た政府提出の農業基本法案は、この点において、いささか見劣りがあるのであります。いささか見劣りがあるとしても、農業基本法が成立した今日、土地改良事業の手續規定を中心とする現行土地改良法には、新しい理念に基づいて大幅な改正を加うべきものと考えるのであります。

われわれは、以上の趣旨により土地改良法の抜本改正を主張するものであります。ここに至るまでの間に、おきまして、いたずらに手をこまぬいて待つてゐるわけには参らぬ緊急の課題が生じてゐるのであります。すなわち、それは土地改良区の財政を再建し、その体質改善をはからねばならぬといふことであります。御承知のごとく、土地改良区は団体管土地改良の主たる事業主体として、はたまた、国営または県営により施行せられた農業施設の管理主体として、土地改良法に基づいて設立される公共団体であります。が、あたかも全国の多数の市町村や農業協同組合が、財政上の危機や経営上の困難に見舞われ、再建整備に苦慮いたしておりますと同様の運命に陥りつつあるのであります。

土地改良区の設立状況は、昭和三十一年三月三十一日現在において、一万二千七百三十二地区その関係面積は三百三十九万二千ヘクタールであります。が、農林省の調査によりまして、大なり小なり経営の不振に悩む土地改良区の数は一万、専任職員の設定すらできないものはその八割にも達するものと目され、これらのうち著しい事業の不振団体は、三百二十九地区、関係面積十四万二千ヘクタールに及び、その負債額五十四億三千三百万のうち延滞額は八億八千四百余万円であると報告せられておりますが、さらに詳細な調査をいたしましたならば、不振団体はおびただしい数に上るであろうと想像されるのであります。しかして、そのよつてきた原因はさまざまであり、そのおもなるものは、国営、県営及び団体管の各級事業が一貫施行せられず、多くのものが経済効果の発生しないうちに借入金償還に入るこゝとあるいは事業進展の遅延により金利が増大すること等、結局は農民の負担

力の限界を越えて過重な金銭が賦課され、多額の延滞を生じて業績不振に陥つてゐるものと認められるのであります。国または都道府県の側における指導や施策に適切を欠き、そのしわ寄せを受けているところに根本原因があると断ぜざるを得ないのであります。土地改良区がはたつとして健全な運営を行なわねば、農業生産基盤整備の画期的な前進を望むべくもないのであります。かくては農業基本施策の確立そのものも画餅に帰することとは明らかであります。

ここにおいて、われわれは、かかる不振土地改良区に対し、国、都道府県及び農林漁業金融公庫等が一体となつて、その借入金について、利子補給、貸付条件の緩和等の措置を行ない、もつてその業務の円滑な遂行を期することが必要であると認め、本案を提出した次第であります。

以下その内容について申し上げます。

第一に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区につき、その財政の再建のため必要な援助措置を行なうことによりその業務の円滑な遂行をはかることをこの法律の目的としたしております。

第二に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区は財政運営の現況及び債務の償還計画、農林漁業金融公庫または農林中央金庫から受けることを必要とする援助の内容、事業の実施に必要な資金の調達方法、業務執行の体制を改善するための措置、事業の実施に関する事項等を内容とする再建整備計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、その計画が適当であるかどうかの

認定を求めることができることとし、その申請は昭和三十三年三月三十一日までに行うこととしたしております。また、土地改良区が再建整備計画を作成する場合には、その組合員の三分の二以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要としたしております。

なお、都道府県知事が、この計画を認定する場合に、農林省令で定める基準に従って行ない、かつ、認定するときは農林漁業金融公庫または農林中央金庫の意見を問かなければならぬこととしております。

第三に、農林漁業金融公庫は、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対し、その計画達成のため必要な資金の貸付、または貸付金にかかる償還期限の延長、利子の減免その他の貸付条件の変更をするものとす。その場合の償還期限の延長は、農林漁業金融公庫法の定める償還期限をこえて十年を限り、行なうことができるとしてあります。

第四に、都道府県知事は、土地改良区に対し、再建整備計画の作成及び実施につき必要な指導を行なうものとしたしております。

第五に、国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対して、その計画の達成のため債権の利息を減免した農林中央金庫に対しその減免した利息の額の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助した場合の経費については三分の二を、土地改良区に対し、その計画の達成に必要な事務費の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助し

た場合の経費についてはその全部を、それぞれ補助することとしたしております。

以上が本案の提案理由とその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

次に、農業生産組合法案についてその提案理由及び内容の概要を御説明いたしたいと存じます。

わが国農業における経営規模の零細性は、今日、農業生産力の発展と農民所得の向上をはかる上に、致命的な欠陥となつております。すなわち、最近の農業機械の急速な普及も、農業経済にとっては、むしろ過剰投資となつて投資効率を低くし、経費を増大させ所得率を低下させております。

一方、経済の高度成長政策によつて、大資本の成長は急テンポで進み、農業は、生産、流通、価格の各方面にわたる経済的圧迫を受け、農業と他産業との所得格差は拡大し、このままでは、現状の家族経営の形態では、たとえ上層農家であっても、その自立は困難であります。また、個々の農家が、一反歩二〇万円もの高い農地を取得して経営を拡大しても、土地資本利子負担の増大によつて、経営の改善にならないばかりか、他方で多数の農民を農地から分離させなければならないのであります。

われわれは、農民を土地から分離せず、しかも零細経営の現状から解放して、経営規模の拡大をはかるために、基本的には生産または経営の共同化を推進することが必要であると考えております。

言うまでもなく、われわれは急激に、また強制的に共同化を進めようとするものではないと存じます。すでに今日では、農民の間で進んだ農業技術を最高度に発揮するため、共同化、共同経営の自主的な実践が全国各地で進められております。われわれは、かかる農民の自主性を尊重しつつ、経営の全部または一部の共同化を認め、共同施設や共同作業など共同組織の奨励と並行しつつ、共同化の方向に進めようとするものであります。

しかし現在の条件のもとで、共同化の推進は強い国の助成なしには進めることはできません。われわれはこのため、別に農業近代化促進法案を提案して、生産条件の整備はもとより、共同化に対する各種の助成措置をとりうとするものであります。これと並行して、農民が相互扶助の精神に基づいて共同して農業を行なうための組織を整備確立するため、本案により、農業協同組合の下に農業生産組合を育成することともに、新たに農業生産組合が、その共同経営のため必要となる農地、採草放牧地に関する権利の取得を認めることとしたのであります。これが社会党が特に農業生産組合法案という独立単行法案を提案した趣旨であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。まず、農業生産組合の行なう事業、その組織等についてであります。

第一に、その行なう事業につきましても、農業生産組合は、農業及びその付帯事業のみを行なうものとして、原則としてそれ以外の事業を行なうことは認めておりません。

第二に、農業生産組合の組織原則につきましても、農業経営の共同化及び近代化を貫徹すること、一方においては、生産手段の導入の必要性をも考慮して、農業生産組合の組合員はすべて組合の事業に常時従事しなければならぬこととするものと、その事業に常時従事する者のうち、組合員または、その世帯員以外の者の数は、常時従事者の総数の三分の一をこえてはならないものとしておいてあります。

第三に、その組合員につきましても、組合員の資格を、組合の住所のある市町村の区域内に住所を有する農民で定款で定めるものとし、特に準組合員制度を設けず、また定款の定めるところによつて加入を制限することができるとしてあります。これは、地域性を考慮した土地と労働の地縁的な共同化に眼目を置いて組合の事業を推進することが、農業の実態に即応するものであるとの考え方に立たれたものであります。なお、この農業生産組合は、独立の経営体として農業経営を行なう関係上、出資制度をとることとし、組合員は、出資一口以上を有しなければならず、しかし組合員の責任は、出資額を限度とする有限責任とすることとしてあります。

第四に、組合の管理及び財務の運営につきましても、おおむね一般の農業協同組合と同様の規定をいたしておりますが、剰余金の配当方法につきましても、年五分以内で定款で定める割合の出資配当をなし、なお剰余がある場合には、組合員が事業に従事した程度に応じて配当することとしたしております。

第五に、設立等の手続につきましても、

は、農業生産組合が組合員の共同により農業経営を行なうという従来に例のない生産事業を実施する組合であることにかんがみ、かつ、出資制度、有限責任をとっている建前から、一般の農業協同組合と同様、認可主義を採用するとともに、一面においては生産組合の設立を容易ならしめるため、極力その手続を簡素化することとしたしました。すなわち、七人以上、当分の間は設立を容易にするため二人以上の農民が発起人となり、設立手続を終了し、行政庁の認可を受けたとき初めて農業生産組合が成立するものとしておいております。

最後に、農業生産組合を農業生産法人として発展させるため、都道府県は、組合の設立及びその業務の運営に關し必要な指導を行なうとともに、国は、生産基盤の拡充、機械化、有畜化の促進、技術経営面の指導、資金の確保等について積極的な助成をすることとしたしております。

次に、本案の大きな柱ともいふべき農地制度の改正の主要点について申し上げます。

農地の所有形態につきましても、農業基本法案におきまして、農地は、これを耕作する者が所有するという原則を貫くとともに、農民自身の自主的な意思によつて、農地に関する権利を共同で保有するよう漸進的にこれを指導することとしたしております。この基本法案の理念に沿つて、地主的土地所有者を排除する従来の農地法の精神を堅持しつつ、一面、共同化を推進するため、新たに農業生産組合に農地、採草放牧地についての権利の取得を認めることとしたのであります。

すなわち第一には、新たに農業生産法人が農地または採草放牧地について所有権または使用収益権を取得し得るようになることにも、その場合においては、従来の農地等の最高面積の制限を緩和して、農地法第三條第二項第三号または第四号の別表で定める面積に、その農業生産組合の組合員の属する世帯数を乗じた面積まで取得し得ることとしたのであります。

第二に、農業生産組合の組合員が、その農地または採草放牧地に関する所有権以外の権利を組合に対して設定しようとする場合には、従来の小作地等の保有の制限を適用しないこととし、また、組合員が、その賃借ししている農地を組合に対して転貸しようとする場合には、所有者の承諾を要しないこととして、組合の農地等に関する権利の取得を容易ならしめるとともに、一方において農業生産組合が一たん取得した農地等については、これを他に貸し付けることを禁止して、共同化の実を上げることとしております。

第三に、創設農地について所有権以外の権利を組合に対して設定した場合、その組合が解散した際におけるその創設農地の取り扱いについて規定しております。すなわち、創設農地については、従来、原則として、賃借権等の用益権の設定は、禁止されておらず関係上、組合が解散した場合等には、一定の手続を経て旧所有者に返還するか、それができない場合には、国が買取する旨を規定しております。

以上が農業生産組合法案のおもな内容であります。政府案におきましては、農業生産法人については、組合法人以外に、有限、合名、合資会社の

ような会社法人をも考慮し、これらに對して農地等に関する権利の取得を認めることとしていたしておりますが、本来営利を目的とし、構成員の資格要件に何らの制限を加えず、二人以上の者がかなり任意に設立し得る会社法人を認めることは、農民の一部を、土地、資本を所有する資本主義的企業者へ、他の多数の農民を土地、資本から分離された農業労働者へ、それぞれ分離させることとなり、農村の階層分化を一そう激化せしめるおそれ少なからず、害多き益少ないかのような措置は、われわれとしてはこの際とらざることにし、日本社会党案におきましては、農業生産法人は、生産組合法人に限ってこれを認め、強力に育成しようとするものであります。このような農業生産組合の制度によつてのみ、農業の近代化、合理化が達成されることをわれわれは深く期待している次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容の説明であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員（橋原茂雄君） 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。両案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員（橋原茂雄君） 次に、農業基本法案（衆第六号）及び農業近代化促進法案（衆第七号）の二案を一括議題といたします。

これら二案は、去る二月十二日予備審査のため衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。

を順次発議者から聞くことといたしました。衆議院議員北山愛郎君。

○衆議院議員（北山愛郎君） あらかじめお断わりをしておきたいのは、プリントが誤植と訂正を要する箇所がございますから、どうぞ途中で直しを願いたいと思ひます。

私は、日本社会党を代表して、社会党の農業基本法案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、昨年の第三十八国会に提案した農業基本法案と内容は同様のものであり、これを再提出し、政府の農業基本法案にかえようとするものであります。

したがって、政府の農業基本法案とわが党の農業基本法案との相違点、及び、社会党案の内容については、すでに昨午国会の中で十分説明、論議されたのでありますから、詳細については會議録をごらん願ふことといたしまして、ここに再び繰り返すこととはいたしません。

以上の上昇で農業の環境は順調であつたにもかかわらず、他産業の成長にははるかに及ばず、通常の方法をもつてしては他産業との格差を是正することは不可能であることが明らかとなつております。

すなわち、もっぱら他産業の高度成長に依存し、これに農業を適応させる政府の農業基本法案のもとでは、農業はますます他産業の圧迫を受け、立ちおくれるだけであり、わが党案の基本方針のとおり、資本主義の搾取と抑圧から農業を守る諸施策をとらなければ、農民の地位の向上が望み得ないことをはつきりと示したと言へるのであります。

第二に、農業所得率が年々低下し、昭和二十七年の七三・八％から昭和三十一年度は六二・一％に下がつてゐる。すなわち粗収益がふえても、農業資材などの経費の増高によつて、所得の割合は減少してゐることであり、この対策としては電力、肥料、農機具、飼料などの資材と農業資金のコストを安価にする施策を伴わなければ、生産の向上によつて直ちに所得の向上を期待することができないのであります。

わが党案の第十九條、第二十條に農業用資材の安価な供給の確保を規定し、必要の場合はこれらの生産、販売、輸入について国営または国家管理を行なうことを規定していることは、農業所得率引き上げのためまさに妥當な施策といわなければなりません。

第三は、生産農家の手取り率の低下であります。すなわち、年次報告によれば、消費者が食料費に支払つた金額のうち、農家のふところに入った生産

者の販売額の割合も年々低下し、昭和三十一年度三五・三％から昭和三十一年度は二八・七％に急減してゐるのであります。消費者が支払う四兆八百一十億円のうち、生産農民には一兆一千五百四十億円しか入らないという低い手取り率のもとでは、どんなに食料消費需要が伸びても、農家収入はふえないという矛盾は一そう激しくなるのであります。

農家の手取り率を高める方法は、わが党の基本法第十四條に明記するよう、米麦などの主要農畜産物の管理制度を維持改善し、強力な価格支持政策をとり、第十二條に規定するように農民の手による農畜産加工及び関連産業の振興であり、第十七條、第十八條に規定する需給と、流通の合理化と、市場の整備を実施するほかないのであります。

大豆を自由化し、大麦、裸麦を食糧制度からははずし、米を間接統制に移し、農畜産物流通過程を自由化しようとする政府の政策は、農民の手取り率をさらに引き下げ、加工資本金業や商業資本をもうけさせる傾向をさらに激化させるのであります。

第四に、年次報告に示されたことは、協業化、すなわち経営共同化への農業のすさまじい意欲であり、短期間に二千五百以上の共同組織が自主的に生まれたことでもあります。年次報告はこの事実の正しい評価を故意に避けていることは不当であります。すでに家族経営そのものの限界、農機具過剰投資の負担に悩む農民に対して、自立経営育成の構造政策は何の魅力も与えるものではなく、農家経営規模の合理的拡大の道は共同化あるのみであるとい

は、協業化、すなわち経営共同化への農業のすさまじい意欲であり、短期間に二千五百以上の共同組織が自主的に生まれたことでもあります。年次報告はこの事実の正しい評価を故意に避けていることは不当であります。すでに家族経営そのものの限界、農機具過剰投資の負担に悩む農民に対して、自立経営育成の構造政策は何の魅力も与えるものではなく、農家経営規模の合理的拡大の道は共同化あるのみであるとい

うことは明らかであります。政府の農基法のあいまに構造政策を「擲して、わが党案のように村ぐるみ共同化に前進するほかはないと信ずるものであります。

第五に、若年人口の離農農村就業人口の老齢化、女性化の傾向、物価高、経費高、そして飼料高の中における豚肉や鶏卵の下落などの諸現象は、農業の将来に対する農民の不安をますます深刻化のものにしております。

今こそ、農業に対する諸施策が場当たりの思いつきやインスツメント施策ではなく、国の責任における計画的な基本政策の方向を確立し、生産、価格、流通の各局面において、安定した基盤の上に、農民が希望をもつて新しい日本農業の前進に立ち上がるよう、全面的に農政転換を必要とする段階であると思ひます。

以上、最近の動向にかんがみ、無力なる政府の農基法を改め、わが党農業基本法の正当性を確信し、各位の御賛成を得てその成立を強く念願し提案理由の説明を終わります。

次に、私は提案者を代表して、農業近代化促進法案についてその趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。この法案の目的は、第一条に掲げてあるように農業の近代化のために必要な土地条件の整備、経営の共同化、機械化、有畜化の促進、技術改良、生産加工、流通の合理化などの諸施策を総合的に進め、農業の発展と農民所得の向上をはかることとするものであります。

すなわち、社会党提出の農業基本法案の原則に従い、農業経営と農業地域の両面からの近代化政策を総括したものであります。

のといえるのであり、経営共同化の組織法が農業生産組合法案でありこれを政策的に援助助成するのが、この近代化法案であるということもできます。

本法は、第一章総則以下、農業近代化計画、農業サービスセンター及び農業講習施設、農業機械ステーション、試験研究に関する措置、補助及び融資の六章及び附則に分かれております。

まず、第二章の農業近代化計画について申し上げます。農業の近代化はいうまでもなく、個々の経営の形態だけを改善するだけではなく、農業の地域的性格を考え、自然的経済的社会的条件に応じ、一定の区域を単位としての計画的施策が必要でありますので、都道府県内を数地域に分けて、農業近代化地区を設定し、知事は近代化促進計画を作成して農林大臣の承認を受けることとしたしております。

また、知事が近代化計画を作るときは、当該地区に設けられた農業近代化協議会の意見を聞かなければならないこととしたしております。計画の中に関係農民代表などの意思を十分反映させるとともに、全国の基本計画との関連などを考慮したものであります。

近代化計画には、第三条第三項にあるように、土地や水の利用の問題、経営の共同化、機械化などの事項、農畜産物の生産流通の合理化に関する事項、農畜産加工及び関連産業の振興に関する事項、人口配置に関する事項、教育訓練に関する事項など当該地域の農業を各方面から近代化するための諸事項を含むものとしております。

で設置するものですが、そのメンバーは、農業サービスセンターの長、市町村長、農業委員会、土地改良区、農協、農民団体の代表及び学識経験者などを充てることとしたしており、近代化計画作成の際の意見のみならず、近代化事務の連絡調整、計画の推進を行なう民主的機関であります。

また、農業近代化計画の作成には、専門的技術的な知識なども必要でありますから、農林大臣の助言を求めることといたしました。

次に、農業共同化についても、営農設計など専門的な知識を必要といたしますので、知事は地区の実情に応じ、共同化類型を作り、これに基づいて、農業サービスセンターを通じて助言指導を行ない、共同化がスムーズに行なわれるように配慮しております。

また、農業近代化は、個々の経営やそれぞれの地域の農業のあり方を全面的に改革するものでありますので、特に一部の地区をモデル地区と、あるいは特定の共同組織をモデル経営とし、実験を通じて、実物教育をもつて推進することが効果的でありますので、これについては第八条に規定いたしました。

なお、国有農地の売り渡しにあつては、農業経営の共同化に役立つよう配慮するほか、附則6の土地改良法の改正によつて、国の直轄土地改良事業へ一部地元負担をとりやめ、農業近代化に伴う土地改良事業については、都道府県営とし政令の定めるところにより、その経費は全額国庫補助とするなどの措置をとるとともに、第九条に規定するところ、市町村や関係農業団体は、農業近代化計画の実施推進に協力すべきこととしたしております。

次に第三章には、農業近代化のための指導及び教育機関について規定し、都道府県は近代化地区ごとに農業サービスセンターを置き、所要の専門技術員及び改良普及員を置いて、従来のような生産技術指導だけでなく、経営の診断、共同化機械化、有畜化などの経営指導、加工、貯蔵販売の指導、生活改善の指導を行なうとともに、農業用機械の貸付、資金融資のあっせんなど、広範なサービス業務を行なうこととしたしております。

また都道府県知事は、農業サービスセンターによる指導普及のほか、短期の講習施設を定期的に設けて、農業または農民生活に関する知識技能向上をはかることとしたしております。

第四章は、農業機械ステーションの規定であります。国は農地事務局の付属機関として、都道府県ごとに農業機械ステーションを置き、農業土木建設機械と大型の農業用機械を都道府県、市町村、土地改良区などに貸し付け、または機械の修理や使用指導などの業務を行なうことをこととしたしております。

機械ステーションは農業経営の機械化による資本整備の負担を軽減するため機械の補給指導の機能を担当するものであります。また、ヘリコプターを備えて、要請によつて、農業、肥料、種子などの散布をみずから行なうこともできるものであります。

第五章は、試験研究機関についての規定であり、大體従来の農業改良助長法の趣旨によつておりますが特に、農業近代化と発展のために、農林省と都道府県の試験研究機関の連絡を密接

にすること、及び、試験研究の成果を公表し、サービスセンターなどを通じてこれを活用せしめるよう規定してあるのであります。

第六章は、以上に関する経費の補助融資の規定であります。補助については、第十九条に列記した農業近代化計画の作成及び実施に要する費用について政令で定めるところにより行なわれるのであります。

また、農業生産組合その他生産、加工、販売などの共同組織で農林省令で定めるものに対して、農林漁業金融公庫から年三分五厘以内、据置期間五年以内、償還期間三十年以内の条件で近代化資金融資の道を講じたのであります。

その原資については、附則11の農林漁業金融公庫法の一部改正によつて、公庫に農林漁業債券の発行を認め、これをもつて主として農林中金、信連などの余裕金を吸収し、政府はこれに債務保証、利子補給を行なつて農民の蓄積を制度金融を通じて、低利長期資金に直して農林に還元する方法を取り入れたのであります。

本法の施行期日は、昭和三十七年四月一日からとし、本法の実施に伴い関係法令の改廃等については、附則に、農業改良助長法の廃止、農林漁業金融公庫法、農林省設置法、土地改良法、特定土地改良工事特別会計法、愛知用水公団法、公庫の予算及び決算に関する法律などの改正規定を設けております。

資本投資の負担をよやし、経営の合理化近代化を実現する正しい政策ではないこと、経営の共同化こそが、構造改善の新しい方向を示していることは、政府の農業動向に関する年次報告にも明らかでありまして、構造改善と称して主産地形成、適地適産政策にすり変えるがごときは、安定した基盤の上に農業の新しい発展を導く正しい政策と言ふことはできません。われわれは社会党の農業基本法、農業生産組合法及び本法案の実施により、共同化を中心として有畜化、機械化をはかることによつて、初めてわが国農業を近代化し、飛躍的な発展と、農民生活福祉の向上が可能なることを確信するものであります。

農政に深い理解を持たれる委員各位の御賛同を得て、本法案が成立することを念願し、趣旨の説明を終わります。

○委員（橋本虎吉） 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。両案につきましては、本日は、この程度にいたします。

○委員（橋本虎吉） この際、午前の委員会におきまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の關係資料の説明を聴取いたしました。その説明に關連いたしました、御発言を願いたいと思ひます。

○委員（橋本虎吉） 二月八日の畜産物価格審議会の答申を見ても、二つの価格が出ています。一、二と、二と一の価格が出ています。一番目には、現在の豚肉価格下落に対処して緊急措置の基準としては、豚枝肉一キログラム当り二四〇円を下らない額であればやむを得ないこと。というこ

と、二番目には「市場諸般の状況を考慮するも法の趣旨にかんがみ豚枝肉一キログラム当り二七〇円以上でなければならぬこと。こういうふうな二つの答申が出ていますのでありますが、私は、不幸にして、今までこういうふうな答申があったことがあるかどうかからいふが、ほとんどないと思つて、こういうふうな答申を出さなくちゃできないようになった理由を、まず、お伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員（森茂雄吉） 豚肉の安定基準価格について二つの内容の答申があるという点の御質問ですが、これに關連いたしました、畜産物価格審議会の第一回は、二月六日に開かれまして、第二回目に答申をいただいたわけですが、二月六日の際に、畜産物価格安定審議会の運営について、まず政府側から農林大臣、それから各委員から発言がございまして、ほかの、米価審議会等の事例に徴して、むしろ、まず審議会のほうが見て、むしろ、その上でその考え方をとつて政府が行政措置をする考え方がいじやないかというふうな討議もありまして、大かたの委員の方は賛成しておられたようでありまして、いいますのは、ほかの委員会では、政府部内では原案をきめてしまひ、あるいは内部的には農林省、あるいは財政当局等と相談をした結果、具体的な価格数字を委員会に諮問されて、過去の経緯において、その上で答申といひましても、意見が述べられ、またその政府側の考え方を修正するといふようなこともございまして、そういう考え方がなしにむし

る審議会の運営の方法としては特別に考え方をきめて、そして、こういう考へ方でもよいといふことで、審議会は意見を述べたほうがいいといふことで出た見解は、二月八日にいただきました。ただ、二月八日にいただきましたのは、まず第一に価格算定方式についてどうであらうかといふことで、政府側から用意いたしました資料といたしましては、審議会は拘束しない意味で参考資料としまして、算定方式等について参考資料等を提示して、御説明を申し上げたわけでありまして、当時の事態といたしましては、豚の価格について、特に買い価格について早くきめなければ生産者が困るじやないかという大勢もありましたし、政府は臨時措置として一定の値段を緊急的にきめて、価格算定方式がきまらなくてもきめていこうと、暫定価格に安定基準価格を出発の際であるので、至急措置するという意味で、政府側の意見を述べられたために、審議会としましては、価格算定方式の問題などを討議して、おきかると、政府側の要望までに時間がかかるというところで、各委員から御意見があった結果、その状況に対処して、二つの御意見が出て、結局結論的に言いますと、価格算定方式の確立がなかつたために、二つの御意見があったわけでありまして、二つの御意見がございまして、第一の豚の二百四十円は、何が参考になったかといふことになりまして、これは一つの政府の参考資料等が参考になって、そして現状の事態に即応しては、消費価格も下げて安定して、消費増進等のために著しく時価を離れて対処するの適当じやないじやないかという意見と、もう一つ

は過去の状況等から言ひましても、相当な価格についても、過去のかりに豚の政府算定方式で見ますと、約六、七年の過去の数字をとつたに對して、第二の二百七十円を下らないといふのは、一つの算定方式として二、三の委員から、過去三カ年の数字をとり、それからふれ標準偏差も、政府が算定いたしました変動係数といひますが、まん中の過去の枝肉卸売価格の六カ年のふれを縮めるということにいたしました。一割六分三厘になるが、それではあまりに幅が大き過ぎるというところ、一割六分三厘を基準にして考え、かつ最近の物価指数に織り直して、そして二百七十円程度といふことで二つの御意見が、価格算定方式がきまらないために出たわけでありまして。

○委員（橋本虎吉） 今過去三カ年間の平均値段とおっしゃつたのでありますが、政府は成長産業としてこれを奨励しておられ、これを飼育する農民のほうから言へば、昭和三十六年における値段が大体の標準になつて豚を飼っているのではありませんか、少なくとも二百七十円以上でなければならぬといふような考えでやつておるのであつて、もし二百七十円を割るやうなことであったならば、農家の養豚家の収支計算は赤字になるのじやなからうかと想像されるのでありますが、過去の、過去のといふか、昭和三十六年度の収支計算からいって、養豚家の生産費からいって、二百七十円といふのは生産費を割らないやうな価格であるとお考えで二百七十円といふものを算定されたのであるかどうか。そういうような点をもう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○政府委員（森茂雄吉） 政府の安定基準価格の算定方法といたしましては、三十一年の一月から三十六年の十二月までの卸売価格の平均に對して標準偏差を求めまして、それをかけた算式と、もう一つは、ただいま申し上げましたものに食料品の卸売物価指数を、過去、今の三十一年の一月から三十六年の十二月までの平均豚肉卸売価格は二百七十六円五十銭であります。二百七十六円五十銭に「マイナス〇・一六三」をかけますと二百三十一円になります。これは単に過去の変動を六割七分にとどめるといふことで二百三十一円と数字が出ている一つの算式であります。もう一つの算式は、今の過去の三十一一年一月から三十六年十二月までの豚枝肉卸売価格平均の二百七十六円五十銭かける食料品卸売物価指数「一〇三・三」かける「マイナス〇・一六三」といふ変動係数を使ひますと二百四十円になります。政府が出しました参考資料では、もう一つは、肉豚の庭先の販売価格を、過去の趨勢によつて、今の二百七十六円五十銭を庭先に戻して、肉豚の庭先販売価格を算定いたしますと、百六十三円十九銭になります。それに枝肉の換算係数、言ひかえしますと、肉豚の歩どまり率をかけるといふことで、一・五二八四をかけ、かつ、最近における生産費調査が三十五年に出ましたが、三十五年の非常にわずかな生産費調査であります。生産費指数といふものを、一〇二・二をかけたして、それに中間経費十六円六十二銭を足したものに、先ほど申し上げました「マイナス〇・一六三」といふ下値の変動係数を出しますと、二百三十八円になるわけでありまして、二百二十八円

六十六銭になります。この三つの算定

方式に對しまして、二百七十円の考え

方の委員の方は、〇・一六三という過

去の変動を六割がた圧縮するのではな

くて、もっと圧縮して、まん中のこと、そ

れから過去六ヶ年というところを過去

三ヶ年の数字にとり直すということと

現下の安定基準価格がしかるべきだと

いうことでございましたが、その二つ

の、政府の参考資料の三案と、これは

二つの意見がありましたが、大体集約

して申しますと、上下一割幅程度にま

ずおさめるべきが適當であるという二

百七十円の算定方式とつきまして

結論が得られせんわけでございます

す。そこで、委員会としましては会長

から二つの意見でもいたし方がない

ということで答申に相なったわけござ

います。

○藤野義雄君 この問題は、本付託に

なつてからさらに質問いたします。

それから、二月二十一日の農林省告

示の第二百五十二号によつて見ます

という、指定食肉で豚肉が一キログ

ラム、大宮、横浜、名古屋、大阪、広

島、福岡、こういうふうに出ておるの

であります。この六ヶ所をとられた理

由は、どこにあるのです。

○政府委員(森茂雄君) 現在中央卸売

市場の所在します市は以上の掲げてあ

ります大阪、横浜、名古屋、大宮、

広島、福岡で、その六ヶ所でございます

して、一応中央卸売市場の所在する地

域について告示をしたわけございま

す。

○藤野義雄君 この六ヶ所の価格の差

は、どういふふうな標準で出されたの

であるか、それをお伺いしたいと思ひ

ます。

○政府委員(森茂雄君) 大宮、横浜、

名古屋三市は皮はぎ法による枝肉の製

造方法でございまして、あとの三都市

は湯はぎ法による整形の製造方法で

ございまして、かつ過去の需要と供給の

出でおりする指数が、横浜、名古屋、

大宮を〇・一〇といたしまして、大阪で

は九二、広島では八九、福岡では八六

という、消費と産地との遠近関係をも

反映したと思ひますが、そういう指数

になつておるわけでありまして、これを

一応値段で、三十六年の平均価格で言

い直しますと、キロ当たり横浜市の食

肉卸売市場では三百一十一円、名古屋

の中央卸売市場高島市場では三百十

円、大阪市の食肉卸売市場では二百八

十円、広島市の食肉卸売市場では二

百七十二円、福岡市の食肉卸売市場

では二百六十二円という数が出ておるわけ

であります。そういう値段傾向をとり

入れまして、まあ一円差とか二円差程

度は合はしたわけございまして、そう

いうことで抽象しますとこういう指数

になります。なお、念のため東京都立

芝浦屠場における三十六年の平均価格

は三百五十五円あります。

○藤野義雄君 そうするというと、答

申は二百四十円と二百七十円であつた

が、政府においてはそれを二百四十五

円と、こうされたということであるの

であります。そうするということと二百

四十円を下らざるということであつたか

ら五円プラスだということ、五円プラスし

た理由はどこにあるのです。

○政府委員(森茂雄君) 政府といたし

ましては、できるだけ現在の市場の安

定をはかるために、以上の二つの答申

を参考といたしまして、財政当局とも

事務的には非常に努力をいたしまし

て、できるだけ二つの意見を充実すべ

く努力したわけでございますが、端数

等については、できるだけ切り上げよ

うということと、二百四十五円とい

うことになつたわけでございます。

○藤野義雄君 普通の常識からい

えば、二つの価格が出たならば、二百四

十円と二百七十円とあれば、二つ合

せて二で割るのが政治的常識ですよ。

それを二百四十円と二百七十円と二

つ出たところのものを、普通の政治的常

識によらずして五円にきめたというこ

とであれば、これは政府の責任なん

であります。こういうふうな場合に、政

府はどういふふうな責任をとられよう

とするのか、正常の場合における政治

的常識と異なつてゐる理由です。

○政府委員(森茂雄君) 政治的な問題

もございまして、価格安法を臨時国

会に提案いたしましたときの事務的の

態度といたしましては、大きな幅を小

さな幅の中に押し込んで、少なくとも

安定させていくということと御提案を

いたしました。一部修正になりました

して、豚の安定につきましては下位価格

という言葉が、再生産をはかるを旨と

するといふ言葉等も入りまして、安定

基準価格といふ名前になつたわけであ

ります。少なくとも条文の中に再生産

をはかるを旨とするといふ言葉があり

ましたので、三十六年の予算単価では

豚をキロ二百四十円、三十七年度の予算

単価では二百三十五円と計算をいたし

ておりましたが、こういう答申をいた

だきましたので、私もとしては極力

過去の高い子豚等を買つた経緯等も考

えまして、応急措置としてできるだけ

予算の単価とは離れて、実情に即して

上値に努力して、財政当局等とも一致

した意見で二百四十五円ということに

なつたわけでありまして。

○藤野義雄君 それから東京都立芝浦

屠場食肉取引実施要綱、これによつて

みるといふと、芝浦の取引価格という

ものは第十一号で主要新聞に発表して

おる。おそろしく今日新聞で発表して

おられるのは、芝浦の屠場の値段なん

です。であるから芝浦の屠場の値段でこ

のくらいだといふようなことであるの

に、これは芝浦屠場は中央卸売市場

じゃないから芝浦屠場の値段は書かれ

なかつたのであらうと思ふのでありま

すが、芝浦の屠場の値段は大体にお

いて大宮、横浜と同様であるといふよ

うな考えでおられるのですか、その点

かがです。

○政府委員(森茂雄君) 芝浦が中央卸

売市場になつた場合には、同様な値段

と心得ております。

○藤野義雄君 これは僕は穀粉の場合

と対照して考えてみたいと思ふので

すが、穀粉の値段を決定する場合にお

いては、消費都市であつたならばある程

度値段が高い、この場合においても消

費都市であつたらばという考えもこの

中にあるかどうか。別な言葉で言つた

らばこういうことです。現在のアンデ

ス・ハム会社だつて、徳島ハム会社

だつて、その他の会社だつて方々の各

地に工場も持っている、その工場であ

るのだ。工場であつたといふようなこ

とになれば、そこで買うのだから、こ

ういふふうな中央卸売市場がなくとも

各大会社の工場のある場所が客申が出

た二百四十五円で買つて差しつかえな

いじゃないかと思つておるのでありま

すが、この大会社の工場所在地とい

ようなものは、今回の告示を発表せら

れる場合においては念頭に置かれな

かつたのであるかどうか。

○政府委員(森茂雄君) いよいよ最低

価格を割る、あるいは下値を相当長く

継続するといふ状況になりますと、政

府としては法律の規定に従つて、産地

の事業団が指定する場所生産者団体

から買入れすることになるわけであ

ります。私どもの現在の計画として

は、全国販売組合連合会から販賣計画

の計画をいたしたいと思ひますが、こ

れを政府が認定したといふことになり

ますと、産地外はどうなるかといひま

す。差し引いたもので買ふ。政府といた

しましてはその指定場所といたしまして

は、枝肉の保存よりも、これをばら

して保存した方が品質もたつたので、保

管料等も非常に安くつく関係もござ

いますので、今御指摘の処理工場を相

当に扱ひたいと思ひますので、生産者団

体が計画いたしましたので、市場価格

より手数料と運賃を引いたもので買ふと

いうことになります。したがいまし

て、いわゆる市場操作上の消費地にお

ける上げ下げの幅というものは、単

なる逆算といふことになりますので、そ

ういふことは最低値では見ないとい

うことになるわけでありまして。

○藤野義雄君 これは資料が出ていな

いから明確に申し上げることはできな

いかわかりませんが、新聞紙上による

といふと、一例をとつたらば長崎県の

例をとつてみましよう長崎県の例を

とつてみれば、謙早の徳島ハム工場

買うことになっていくようにですね。事実ですか。

○政府委員(森茂雄君) そのとおりであります。

○藤野繁雄君 さつきから穀物の話と同様に、穀物の話をひとつ考えてみたい。というのは、従来は福岡の価格によって九州各県の穀物の値段はきまっておったのです。いいですか。それだから長崎県から持っていくところの穀物であつたらば、長崎・福岡間の運賃が安かつたんです。しかるに、一昨年、政府は長崎、佐世保を政府の指定倉庫にした。であるから福岡の値段も長崎の値段と同じになったのです。長崎に保管するからということ。その筆法から言ってみると、諫早市に徳島ハムの工場があつて、そこで処理するということがあつたらば、福岡まで持っていく運賃を引く必要はないじゃないかというのが私の疑問なんです。なぜ穀物と枝肉とを区別して値段を立てたか。

○政府委員(森茂雄君) 現在御可決いたしておきます法律では、中央卸売市場のほかに、必要の条件が整った場合に、指定市場として指定される制度がございますが、そういう場合はむしろ中央卸売市場の値段をきめるやり方できめますが、現在産地で買う場合については、もよりのそういう中央卸売市場、あるいは指定市場が追加された場合には、指定市場から運賃掛りを差し引いて買う、こういう法律の規定になつておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 しかし、さつきも言うように、穀粉の場合はそういうようなことを事実やっているのですよ。それで長崎に徳島ハムの工場があつてそこ

で買うんだから、福岡のやつと差をつける理由は僕はないと思つていふんですがね。あるいは現在ではこういうふうにしていくけれども、そういうふうなのは特例として認めるんだ、こういうふうなことになるのであるかどうか。鹿児島であつたら、鹿児島には何工場だつたか、あつたらハム工場がありますね、竹岸工場ですか。それで僕から言わせれば、今度のことはできるだけ芝浦屠場に持ってきて、でも、芝浦屠場の消費能力がないんだから、でざるならば地方で屠殺して、屠殺するにできないようなものがないように、売るものは全部屠殺してしまふというところであれば、これは価格が安定するのです。価格を安定させるためには、地方のそういうような大きな会社は屠場で屠殺したほうがいいんです。そうしなくちゃできない。それにほかかわらず、この六つの場所をきめておいて、その他のところは全部そこまで持っていくところの運賃は引いてやるということ、これは不合理だと思つていふんですがね。それを合理的と考えるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 畜産物格安定法につきましては、初めての法律、あるいはその法律に基づく発動でございますが、安定法の立法の趣旨の中には、中央市場の値を安定させて、そして全般的には下値の暴落を防ぐ、こういう思想があるわけでございますが、だんだんと下値の価格も過去の変動係数で毎年見てやってきましたと、幅がだんだんと狭くなりまして、時間的に言いますとおしまひには上と下とが一本になつてしまふ。従来係数の算式方法も検討されておりました、買い入

れ操作にあたりまして、できるだけ生産者の打撃を少なくする、あるいは指定市場も充実するというような操作に固まつていきますれば、おっしゃるとおりそういうことで、むしろ生産者が安定していくというところで非常にいい措置だと思つていますが、一応今回の法律では、事業団は中央卸売市場で食肉を買つて安定させるということから出発いたしましたので、なお産地まで発動して逆算して買つていくということでありまして、産地のほうでも指定市場という市場形態が充実して参りますれば、できるだけ運賃、諸掛り等はむしろプールの下に値であるからプールの下で、そういう操作を今後仕事の進めから考えて、きめこまかい生産者のことを考えて、できるだけの、これは法律の範囲内ではあります、行政措置で運用して参ることが、精神的にいつて適当ではないかと考えております。

○藤野繁雄君 この問題は他日やりま

す。それから、東京都立芝浦屠場の概要、取引の現状及び業務実績についての資料について質問をいたします。これは二ページの四、五行目ですが、(四)に、羊豚屠室と書いて、一階豚屠室と書いて、作業能力は三千頭と書いてある。それから(五)の取引室といふのによつて見ると、収容能力が豚枝肉千五百頭と書いてある。作業能力は三千頭あつて、取引の部屋が千五百頭分しかないというところは、この屠場は不合理なところと思つて、一方のほうの能力が千五百頭あつて、一方のほうの能力が千五百頭あつたならば、作業能力も千五百頭になつてしま

う。政府はこういうふうな作業能力があるのを、今まで黙つて見ておられたのであるかどうか。あるいは東京都でやつていふのであるから、政府の指揮命令の範囲外のことになるかも知れませんが、今日豚の値段が下がつたといふことは、芝浦屠場における消費能力が少ないということが原因になつていふのでありますから、こういうふうなところこそ、すみやかに処理していかなければいけないと思つております。この点について、いかなる対策を現在とつておられるかということをお伺いしたいと思つております。

○政府委員(森茂雄君) 芝浦屠場は戦後相当の拡充を続けて参りまして、二十七年から五十年計画を立て、第一次の事業を完了し、なお三十三年度で第一の計画は完了しますが、また五十年計画後におきましても三十三年度で完了したやつをさらに三十四年度、三十五年年度で拡充計画を立てて参りました。都では今御指摘の取引室と冷蔵庫の拡充を考えております。御指摘のように、かなり取引室と屠場とは、むしろ取引室が狭いという関係もございまして、われわれといたしましては、冷蔵庫、取引室の増設につきまして、できるだけだけの援助をして参らうと思つております。

○藤野繁雄君 それから(四)の冷蔵庫によつて見ると、小物の収容能力が豚が五百頭なんです。私が言うのは、屠殺したところのものは直ちに処分するのが原則であるけれども屠場というところは一方のほうにおいては多く入つてくることがあるし、少ないときがあるから、その調節をはかるためには、ある程度の冷蔵庫が必要である

と思つていふのです。しかるに、一日に千五百頭も処理するのに、その一日分の三分の一でもよりよく貯蔵することができるといふようなことであれば、これは初めから貯蔵することができず、豚の肉が下がる原因もここにあると思つていふのです。こういうふうな点については、過去においてどういふふうな指導をやられましたか。

○政府委員(森茂雄君) 農林省としましては、昭和三十一年に指令をもつて枝肉取引市場補助金四千万円を計上しまして、その補助金の交付に關しまして、農林省としては、本施設の運営については、食肉の公正な取引が行なわれるよう具体的な実施要領を定めて農林省と協議するように、補助に際して条件をつけたわけでありまして、これに對して、東京都は本施設完成の上は、中央卸売市場法に準拠して行なう旨を回答して参りましたが、その後昭和三十三年の五月に中央卸売市場法の市場の開設には未解決の問題が多く、困難な実情にあるから、芝浦取引員組合による運用の成果を待みたい旨の回答があつたので、現在中央卸売市場法並びに施設の充実が図られておるわけでありまして、その後引き続き東京都に對しては、種々な中央卸売市場法に基づき食肉取引を行なうよう指導して参つておりますが、東京都はいたしまして、三十五年度においては都の中に食肉流通対策協議会を設置して、今現在に至るまで協議会及び専門部会を数回にわたつて開催して、市場開設とその充実に努力態勢を整えておるわけでありまして、御指摘の冷蔵庫は、御指摘のとおり、全く旧態依然のものでございまして、これについては、至急新しい

と

冷蔵庫にする必要があると思つておられますし、われわれとしても、非常な催促をいたしておるわけでありま

○藤野繁雄君 今芝浦屠場の話が出たから、芝浦屠場についていささしく具体的資料についてお尋ねしたいと思

「屠場長は、前条の申請に基づき、取引室内の使用箇所を定め、別紙第二号様式により、申請者に通知するとともに、その使用箇所業者別の名札を添付するものとする」と、こういうふう

も、豚の取引ができるのは千五百頭であるから、もし第一号様式によって二

千頭の申し込みがあったとしたならば、その場合には第二号様式によって

てくると、こういうふうなことがあれば、最大能力を発揮して豚を処理する

ことが今日緊急の要務であると考えておるのでありますが、最近における豚

を取り扱われた実績、そして二号によつて受けつけられたもののうち、取

引ができなかったらば、その取引のできなかったところのものは、どう処理

して残ったところの豚の餌代その他につては、どういうふうな実情である

る。そうして取引員で班を組みまして、約六班で朝から一番初めに屠殺す

る班と次に屠殺する班と交代制でぐる六班で回しておる状況であります

もう一つお話の取引室の使用という問題につきましては、これは一部の取

引員が使用してしまふと、回転上非常に都合が悪い。最大能力を発揮

する場合に、一部の取引員が取引室を使用しようとする都合が悪い問題があ

よつて初めてその効果を発揮する。でありますから、その使用の権利は持つ

ておつても、余裕がある場合においては、全能力を発揮させるために、どの

場所であつても使用させて、そして芝浦屠場の成果を上げ、枝肉の価格の安

定をはかるといふことが、最近における緊急措置であると思つておるのであ

ります。芝浦屠場に政府は何か賛助、あるいは指導あるいは依頼といふようなこ

都との連絡は、法律的には直接屠場の関係は別でございますけれども、枝肉

の施設の充実等の観点からいまして、行政上十分発言し得る立場にある

ものでございますので、せつなく努力いたしまして、現在の状況では、初め

東京は御売業者の一社案を出しましたが、三週間前に一社案をはね返しま

して五社案を提示したところ、二十五社案で回答になっておるわけでありま

したならば、どっから何と言われても、欠点の打ちようがないように公明正大な取引をやらなければいけない。そういうふうなことになるためには、二人が差し向かいでそろばんでばちばちやるというのではいけないと思っ

てゐるのではありませんか、これを改める意思は、東京都にあるのかどうか、農林省はこれをどうしようと思つておられるのか、これを伺いたいと思つてお

つきました、何かのバック・アップの制度がございすると、相当早く中央卸売市場に改組させるといふ事もござ

における公正取引に関する法律でも何

れるなと頼むようなことでも、逆に、

○政府委員(森雄雄) 東京都におき

御質問になったことは、今始まつた質

信念に燃えておる関係上、私たちの全

うでなくて、業者自身が前近代的な取

は、なぜ取引の現況なんて旧態依然た

○政府委員(森雄雄) 東京都におき

御質問になったことは、今始まつた質

信念に燃えておる関係上、私たちの全

うでなくて、業者自身が前近代的な取

は、なぜ取引の現況なんて旧態依然た

○政府委員(森雄雄) 東京都におき

御質問になったことは、今始まつた質

信念に燃えておる関係上、私たちの全

うでなくて、業者自身が前近代的な取

は、なぜ取引の現況なんて旧態依然た

いうことで、畜産局全員及び東京都のほうも異常な関心を持って目下折衝中でございます。

○小笠原三男君 まあ、またあとでその点もやりまされども、一つ補足的に説明願いたいのです。芝浦屠場における取引員といいますが、卸売業者といいますが、これは屠場における卸売の段階だけでもうかつておるのですか。それとも産地から博労等の集荷したものを買い込む、あるいは集荷せしむ、そのことによっても、その段階でもマージンが入るようになっていて、結局産地価格と小売までの間のあれを中間におつて、一人占めにする姿勢になつていて、強硬にがんばるわけですか。どこでこの段階でこの卸売業者といふものは仕事をしているのですか。

○政府委員(森茂雄君) 現在、芝浦における卸売人は七十四名おりますけれども、取引室内で仲買、または小売に売り渡すものと、場外に持ち出して自分の店舗あるいは骨はずし等をやつて直送するものとありますけれども、約半分が自己屠殺の形で外へ出ていくもの、約半分が取引の形で取引室で取引されている現状でございます。しかば卸売業者の、全販を除きましては、全販は単協二%、果段階二%あるいは一%、全販段階で一%、はつきりと委託手数料主義でやっておりますが、卸の関係では大部分のものがつづし上げという形態で屠殺解体して、卸売商から出荷者が卸売商を信用して、そうして所有権は現物を卸売商に引き渡したときに卸売商に移っているのを見ることがあります。卸売商の得る利潤は委託ではないから、手数料ではないから、

く、差金であります。したがって、どの程度の差金を取るかは、卸売商の自由でございますが、実際はこの取引は卸売商にとって全然危険負担がないので、出荷者に対しては最も有利に仕切ることのできる方法となつておりまして、現在最も多く行なわれている方法であります。この方法は近代的契約の概念から見て、内容が非常にばく然とした印象を与えまして、往々にして世間から非常に非難を浴びておりますが、この場合出荷者とは、出荷者といふのは家畜商等のくろくとしてございまして、卸売商の一方的な取引で押しつけるということはないと思ひますけれども、何しろ屠殺解体して、そうしてあとの卸売商のほうへは、枝肉重量を基準にしてキロにつき何丁というふうに呼ばれて差金を取つておるわけでございますので、なかなかその間の分析といふものはわからないくらいに、こちらのほうもまたむずかしい内容になつておるわけでありまして、取引室で行なわれるものは、御承知のとおり売手と買手と、それから市場の伝票に回す数字とほんとうの取引数字といふものは、私まだしるうとでございまして、なかなか一致してないのじゃないかという点も考えられるわけでありまして、私もまたいたしまして、早く公開取引に持つていきたいと思ひます。

○小笠原三男君 そうすると、取引が公正でないということだけでなく、いろいろな嫌疑がかかるような行爲が行なわれているわけですね。ですから、その点はまあやめておいて、卸売業者が、地方産地の集荷した家畜の業者ですね、いわゆる博労ですが、これから頼まれる、売ることを頼まれるというのですか。それともこの卸売商へ売り渡すという形をとっているんですか。

○政府委員(森茂雄君) 商法的な契約の考え方からいいますと、買い取りということに解釈される場合が多いと思ひます。

○小笠原三男君 そして資金的には、もう地方で、それぞれのお得意があつて、このAならAの卸売業者は何県のどこはだれというふうにお得意先があつて、そこに日常的に資金的なめんどろまで見ておつて、そうして集めて自分の手元に持つてございまして、そういうようなことまで行なわれているのではないのですか。

○政府委員(森茂雄君) 安定した卸売商は、やはり全国網といひますか、集荷網を持つておることが常識であります。

○小笠原三男君 そうすると、差金などといひますけれども、その間にける利潤的なもの、まあそういう家畜商まで手を伸ばすというところは、利益の幅が非常に大きくなるんだという意味でそういう点が行なわれる。単なる仲買的な行為よりは大きいということに妙味があるわけですか。

○政府委員(森茂雄君) そういう点で妙味といひますか、仕事の励みがあると思ひますけれども、もう一つの

点は、相場の平均ならともかくも、取引員同士の間の何といひますか、きょうはこういう値段であつたという基準価格を、それぞれ個々で取引しておりまして、基準価格を話し合ひで決定して発表するところがあるが、われわれとしては非常に問題であるわけでありまして。

○小笠原三男君 それで国として何ら規制ができない、根拠的な法律もない、何ともしようがない、それが現状までの現実だつたわけですか。やつてやれることだつたのですか。やれない、やるべき筋合いのものじゃないということだつたのですか。

○政府委員(森茂雄君) 法制的にいひますと、屠場を使用させる権限は、東京都にございまして、理屈から言ひますと、一ぺん御破算で、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、一ぺん御破算をやめてもらつて、入場もみんなやめてもらつて、そうしてこういう方式でこうだということでは法律的にできないことはないわけですが、使用させて屠場使用料を、屠殺料を出さしてやつておるわけですから、何といひますか、従来の関係はございまして、ただけれども、これはそういう意味では東京都で絶対やろうと思へば、一ぺん追い出してしまひまして、追い出すというか、御破算でこういう方法でやるのだ、そういう方法でなくや取引室は使わせないのだ、屠殺は別ですけども、取引室は使わせないのだといふことをきめてしまへば、これは都府です、できることでありまして、したがひまして、われわれはいたしましても、話で六十数名の者がそれぞれ部

署をきめて、そして卸人は少なくとも一本でなくとも、それぞれの取引室では一社くらいにして、今せっかく取引人同士でも六班に班を組んでやつておる現状でございまして、そういうことでやろうと思へば、まあ卸売業者の良識に待つて、御協力に待つてできると思ひます、最近の情勢でも相当そういう機運が起つておりますし、ぜひやりたいと、そう先も長いことではないと思ひます。

○小笠原三男君 東京都だつて、安井さん時代とは違つて、東さんにかわつちまつたのだから、旧来の因縁がどうあろうとも、私は知らぬけれども、そういうものにはもう案外いいえに考える必要がないことなんで、東京都として都知事が一千万の世界一の人口を持つ都民の台所の問題にすぐ影響する芝浦一つの問題に何ら手をかけない、こういうようなことを国の立場に立つて見て、怠慢といふか何といふか、農林省当局としてないのですか。

○政府委員(森茂雄君) 私どもも、早くそういうことをやろうというわけでは、三十三年に四千円の補助金を出して御了承願つてやつたわけでありまして、やはり理屈以外のことで都に陳情してみたり、いろんな話が進む途中でまた個人的に陳情して、都議会に陳情してみたり、そういうようなことは過去にあつたわけでございますけれども、大体空気は、特に農林省がまた芝浦の価格まで告示しないものですか、いよいよ卸のほうもこれはたいへんだということ考え方を改めたようでございますので、もうしばらく暫時御猶予をお願いしたいと思います。

○小笠原三男君 見通しとしては、さつき話しました、国なり都内なりの手でも別途第二市場のものを、それへつながるいろいろな施設的なものを、こういうものを考えていかざるを得ないところまでですか。それともあんな、今お話しのように、業界の自覚に待って、芝浦の設備の増強ということでは問題は解消するという見通しを持っていますか。どっちですか。

○政府委員（森茂雄） こういう問題がなくとも、現在の市場が完璧ではございせんから、第二市場の問題を至急検討しておるところでございますが、それとも合せてその問題を解決すれば、また御の問題について結びつけて考えれば、なおやりやすいと思ひます。

○戸叶武君 これは豚肉の問題だけじゃありませんが、東京都に責任があるにしても、国で十分監督できるので、すから、この豚の問題に対して、農家から買上げたときの値段は幾らだったか、それから出荷者の手に渡ったときは幾らで、今度は卸商へ幾らで渡ったとか、そして小売商には幾らで渡ったとか、その間にいろいろばらして骨を取ったり、それからあぶらを取ったり、いろいろな過程があるけれども、そして末端の消費者に行くまでには幾らにしたか、そのデータは私は農林省の畜産局の責任で、農林省なりあるいは東京都に委嘱するなり、いろいろな方法でこれはできると思うのです。そのデータをいつも取らないから、これは豚肉だけの問題じゃなくて、砂糖の問題も確安の問題もみんなそうです。この流通機構の流通過程におけるところの合理化のメスを入れるのには、どう

してもその間において幾らで買って幾らで売り渡されたか。生産者から消費者に渡るまでの流通過程における価格の変化というものを、正確に私はつかんでいかなければ、いろいろな論議があつても、論議が意味がなくなつて思ひます。これは最近においては牛乳の問題もそうですが、御承知のように牛乳はわれわれは十四牛乳を三、四年前に飲んだことがある。そうすると、その次の間に十二円になり、十四円になり十七円、今度二十一円になる。けさ牛乳配達と言つてきたのでびつくりしたのだが、それではこの国の統計でも見てもらなさい。生産者から離れたときの牛乳の値段の倍以上で消費者に渡つているところはない、日本だけなんだ。この流通機構におけるボス勢力がいろいろな形で割拠して、そうして流通過程におけるいろいろなピンはねといふものが盛んなんだ。そうして三倍ぐらいになつちやう、牛乳の場合は、そこに大衆消費に移らない、大衆購買力といふものを広げていかなければ、豚肉でも牛乳でもそうです。政府が幾ら奨励したって、ピンはねする専門家がそこにつくといふのだから、ほんとうにこういう正確なデータを持つて、そうしてどれだけで買われ、どれだけで使つていくのが妥当か。たとえば牛乳の問題でも農家から買った、それが輸送せられてメーカーの手に入った、メーカーの手で低溫殺菌をやつて、そうして今度は小売商の手に渡る、小売の販売店に渡つた、販売店から消費者に渡る、こういう幾つかの段階があるけれども、その段階ごとに、どれだけの費用をかけていかかといふのは、その数字が正確に

出ればそこから出てくる。それを日本の役所は怠慢でとらない。確安の問題で一年戦つてみたが、とにかくその時分の通産省の肥料部長は、あぶら汗を流しながら、とにかく材料を出さないで、姿がいなくなつたと思つたら、確安工業会の理事長が握つちやつた。みんな、畜産局だつてそう。みんなさうどこかの畜産会社なり、明治なり森永なり、どこかが拾ひ役になる。ほんとに日本のカルテル組織といふかトラストといふか、そういう大きな力が役所を支配して、そうしてしかも政界のボスがそれに結託して日本の流通機構といふものを不純なものにしていく。これは前に私朝日新聞にいたときに、魚市場にメスを加えたことがあつたのだが、徹底的にメスを加えていってごらんない。これはこんなことではとにかく国民がもう承知できない段階に來ているので、政府は施政方針演説で流通機構に対して抜本的な改正をやるといつて、二、三年來やつていけるけれども、一つも実績が上がつていない。やるやるといふおどかしや、幾らか陳情があつたり、お上りがあつたかどうかわからぬけれども、適当にぼかしてしまふ。こういう形で、日本の生産を停滞し、それから生産者をいじめ、消費者を苦しめていくところの機構の悪循環といふものに対して、どこに問題点があるのか、どこにメスを入れるのか、どこに妥当なコントロールをやるのかといふ具体的なデータをそろえなければ、われわれの審議といふものは意味がないので、この問題でも豚肉の問題でも、今後われわれがほんとうに国会の審議権といふものを權威あらしめようとするならば、政府みず

からがわれわれの要求するところのデータといふものを正確に出してもらいたい。出せないはずはない。そういうものをだしてきての上の検討でなければ、なかなかむずかしい、複雑で困難だめです、こういう子供だましのようなことを幾たびか繰り返していつかは、何にもならないので、今度は本格的なメスを、政府が上段に流通機構の抜本的改正をやるというのを振り上げてきたのだから、それを受けて、われわれはこれで戦わなくちゃならないのだから、もういろいろな長い間の論議を重ねるより、政府のやいばが政府の心臓にある場合には突くかもしらぬが、とにかく材料だけは出してもらいたい、出した材料で突くから。とにかくわれわれがそれだけのことをやらなくや、これは一度やらなければこの問題は片づかない。ですから、もうどんな今後は資料請求しますから、行政機関として資料を立法院に出すといふような当然なこの委員会においても決定をみているのですから、前にこりて、どうぞそういう意味において私たちは委員長を通じてそういう資料要求をやります。どんな具体的な数字を出して下さい。数字を出してこなければ、われわれはいつまでたつても本格的な審議に入らぬといふことを、いつでも聞き直つて言いますから。そういうことを要求します。

○小笠原三男君 實際にね、統計といふ問題でも、あんなのはうからいただいたこの資料で見ても、産地価格とか、卸売価格とか、小売価格とか、この統計はこんなに差があるのかと思つて見たけれども、これは信用できるかどうかといふ段になると、同じケースで調べたものでないからわからない。一方は農林省の統計部、一方は日銀、一方は内閣の統計局、それをただ抱き合つてどう並べただけで、こういう傾向にあります、推移にありますといふことだけでは、何か物足りないね、やはりきつとつかむものをつかんでおいて、それから施策を講じられるといふふうになりたいものですね。まあどつちにしても、われわれの言うことは、主産地形成だなんていう前に、商地適産のそれでもう豚の価格が値下がり、借りて豚舎を作り、飼料を買つて百頭だ百五十頭だ買つて、さあこれからいいぞと思つたものが買いたたかれるといふか、安売りで借りた金も何も払えないといふのは、うちの岩手県内でも起こつておるのです。こういう者には泣かせ、そうして利益やだけ、利幅だけ、小売り価格もそう下らぬといふことで、どつかに消えてしまふ。これが農政なんだといつて、将来主産地形成といふことで、だれがこれに食いついてくるか。きよう地方の新聞を見たら、そういうひどい目にあわされた市が、今度なんとかの指定地域といふものを運動して指定地域になつた。そうして指定地域になつてまたこういう損害の上塗りをどこかさせるというのには、これは罪なことですよ。それにはやっぱりこれは中央の芝浦、これに徹底的にメスを入れる、あるいは主産地形成に対してさつきも話しましたが、やっぱり屠場、冷蔵の設備なり、そういうものを置いて枝肉を貯蔵し、市場との間でコントロールして、適宜需要に見合つて供給する。いろいろなそのコントロールできるような施策を考えるべきではないかと思ひ

のです。本格的にはあとで質問する
のですから、これだけにしますけれど
も、なんか芝浦と聞くと、私らしう
とは天皇陛下よりもえらいところだ
なと思うのです。なんでこんなにな
ったか、政務次官は黙っていますけ
れども、農林大臣、農林省全体が責任を感
じないのですか。じんぜんこうい
うに何年がかりでものにならない。
○政府委員(森雄雄) 大いに責任を
感じていますので、私どもとしては現
在みな努力をいたしまして、御期待に
沿うようにしたいと思っています。

○委員(堀原茂雄) それでは、他
に御発言もないようですから、本案に
つきましては、本日はこの程度にいた
します。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

二月二十三日日本委員会に左の案件を付
託された。

- 一、酪農の窮状打開に関する請願
(第一三三八号)(第一三七一号)
(第一四四四号)
- 一、トマト加工製品の貿易自由化延
期等に関する請願(第一三三二五号)
- 一、新潟県出雲崎漁港修築工事促進
に関する請願(第一三五八号)
- 一、食糧管理制度改革反対に関する
請願(第一三六五号)
- 一、漁業法の一部改正に関する請願
(第一四二四号)
- 一、てん菜生産振興臨時措置法の一
部改正に関する請願(第一四二五
号)
- 一、農業災害補償法の一部改正に関
する請願(第一四二九号)
- 一、老朽農業用つり橋の改良事業を

国庫補助の対象とするの請願(第
一四四二号)

第一三三八号 昭和三十七年二月十
二日受理

酪農の窮状打開に関する請願(七十二
通)

請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷
九四五埼玉県農業協
同組合連合会内 松崎
孝了外七十一名

紹介議員 上原 正吉君
酪農の現況はきわめて憂慮すべき状態
であるから、(一)生産者乳価をキロ
あたり四十五円とする、(二)乳価の
基準設定にあたっては、農民の労働賃
金を正しく評価し、米価算定基準賃金
たる一時間百六円を、一頭について必
要とする一日の労働時間を二時間とし
て加味すること、(三)現況市乳の価格構
成上における生産者価格の割合は三十
五ないし三十六パーセントに過ぎない
が、必要経費を考えると、あまりに
も少ないから、最終市乳価格の五十
パーセント程度の割合を生乳生産
者価格として確保できるように指導する
こと、(四)酪農経営安定のために、(1)
政府手持低賃大標表七万七千を即時実
需団体へ放出すること、(2)専管、増産
ふすまの実需団体への放出を大幅
に拡大すること、(3)飼料需給安定法並
びにその行政措置を実施農民を対象と
した適切な運営が行なわれるよう改
正すること、(4)農業近代化資金につ
いては、酪農の資金需要の実態に鑑み、
年利三分以下、償還期限を二十年とし
ること、(5)飼料審議会、酪農審議会、
畜産物価格安定審議会の各委員の任命

にあつては、酪農民を選任すること
等万全の施策を講ぜられたいとの請
願。

第一三七一号 昭和三十七年二月十
三日受理

酪農の窮状打開に関する請願(五十通)

請願者 埼玉県比企郡小川町大
字増尾 島田新作外四
十九名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三三八号と同
じである。

第一四四四号 昭和三十七年二月十
五日受理

酪農の窮状打開に関する請願(五十一
通)

請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町
野川清治外五十名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一三三八号と同
じである。

第一三五二号 昭和三十七年二月十
二日受理

トマト加工製品の貿易自由化延期等
に関する請願

請願者 名古屋市中区桜町三ノ
八愛知県農業協同組合
中央会会長 森八三一
外五名

紹介議員 森 八三一君
政府の貿易自由化計画によりジュース
類は四月、その他のトマト製品は十月
から貿易の自由化が実施されることに
なっているが、加工用トマト栽培は、
漸く軌道に乗りつつあるときであり、
これが自由化による影響は、加工園芸

に重大なる障害をもたらすばかりでな
く、栽培農家の経済に大きな不安を生
ぜしめるから、(一)トマト加工製品の
貿易自由化を一時延期すること、(二)
トマト栽培農家及び加工業界の体質改
善の方途を講ずること等の実現を図ら
れたいとの請願。

第一三五八号 昭和三十七年二月十
二日受理

新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関
する請願

請願者 新潟県三島郡出雲崎町
長 南波益夫外二名

紹介議員 佐藤 芳男君
新潟県出雲崎漁港は、越佐海峡におけ
る唯一の水揚げ港であり、かつまた、日
本海沿岸航路船舶の避難港として重要
な役割を果たしており、昭和二十四年
度から県営第二種漁港として修築が行
なわれているが、港内港口に岩礁が多
く、また、東北風の港内侵入等があつ
て、船舶の出入、港停泊に不安定性で
あるから、同港の重要性を十分に考慮
され、昭和三十七年度以降の修築計画
には、北防波堤の新設、港口付近並び
に港内の岩礁破砕、船ひき場の設置、
既存防波堤に対するテトラポット工事
等を編入し、すみやかに施工せられた
いとの請願。

第一三六五号 昭和三十七年二月十
三日受理

食糧管理制度改革反対に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡西浅井村
庄 谷口喜三郎外七百
四十八名

紹介議員 村上 義一君
今国会において、食糧管理制度を改革

しようとしている模様であるが、食糧
制度の改革は農家に対し、極めて大
なる経済的影響を及ぼすものであるか
ら、絶対に改革されないよう格別に尽
力せられたいとの請願。

第一四二四号 昭和三十七年二月十
四日受理

漁業法の一部改正に関する請願

請願者 北海道議会議長 徳中
祐満

紹介議員 横川 正市君
このたび発表された漁業法の一部を改
正する法律案要綱は、その内容にお
いて、漁業の実態に沿わない点がある
から、改正に当つては、(一)母船式漁
業の許可は、独航船と母船とに対しそ
れぞれ船舶ごとに許可を与え、独航船
と母船との組み合わせを承認する方式に
すること、(二)中央漁業調整審議会に
ついては、次の措置を講ずること、
(イ)中央漁業調整審議会の運用規定を
整備するとともにその権限を強化する
こと、(ロ)委員は漁業種別ごとに全国
組織団体から選任するほか、中央漁業
機関及び主要連合海区委員会等より選
出もし、これに学識経験者を加え真に
民主的かつ合理的に運営されるように
すること、(ハ)審議会には委員のほか
に当該業種についての専門家による部
会を設け部会先議制を確立すること、
(ニ)本道の海区は十海区とすること等
の措置を講じ、漁業の保護育成につ
いて万全を期せられたいとの請願。

第一四二五号 昭和三十七年二月十
四日受理

てん菜生産振興臨時措置法の一部改正
に関する請願

請願者 熊本市行幸町一九井 上国男

紹介議員 森中 守義君

暖地てん菜を一定の秩序のもとに導入し、その安定的発展を図るため、(一)現行の「てん菜生産振興臨時措置法」は昭和三十七年三月三十一日までの期限法であるから、この際暖地てん菜生産の振興の基本となる単独法を制定すること、本法には次の事項を含むこととする、(イ)西南暖地は土地利用度も高く更に競合作物との価格関係からしてこれが振興を図るためには、原料根の生産者価格を大幅に引き上げること、(ロ)寒地とは著しく相違した生産条件のもとに普及を促進しつつあるので、てん菜栽培に關し上質改良、病害虫の防除、機械整備等につき高額の国庫助成の措置を講ずること、(ハ)採種は設置、試験研究、技術指導等につき高額の国庫助成の措置を講ずること、(ニ)てん菜の生産、販売に關し生産者の意志を明白に反映できるよう特別の措置を講ずること、(三)昭和三十七年度予算について大幅にこれが経費を計上すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一四二九号 昭和三十七年二月十四日受理

農業災害補償法の一部改正に關する請願

請願者 熊本市手取本町四七 田口豊晴

紹介議員 森中 守義君

農民福祉の拡大強化を一日も早く築き上げるための農業制度改正の早期実現を懸命に叫んできたにもかかわらず、その改正法案が第三十八回及び第三十

九回国会において、継続審議となつたことは遺憾であるから、全国農民の苦痛を察し、第四十回国会においては、ぜひ、農業災害補償制度の改正を期せられたいとの請願。

第一四四二号 昭和三十七年二月十四日受理

老朽農業用つり橋の改良事業を国庫補助の対象とするの請願

請願者 島根県益田市市長 伊藤 正男外五十八名

紹介議員 重政 庸徳君

現在農道つり橋が老朽化した場合は、つり橋自体の改良事業に対し国庫補助のみがひらかれていないため、関係農家が全額地元負担をもつてこれを施行しているが、つり橋の耐用年数と借入金の償還年限とがいたちごつこしている現況なので関係農民の経済はますます苦しくなり、これがため他の土地改良事業に手を出すことができない有様で、つり橋をかかえている農家は、農業の近代化に見放され、つり橋と心中する傾向にあることはまことに遺憾である。これはひとり島根県西部を日本海に注ぐ高津川、益田川筋だけの問題ではなく、全国各河川筋の農家の実態であるから、農道つり橋の重要性を認め、老朽農業用つり橋の改良事業を林道橋と同様に国庫補助事業の対象とせられたいとの請願。

十号中正誤

頁段 行 誤 正
一五 九 八 割 五 割

第八部

農林水産委員会記録第十一号 昭和三十七年三月一日【参議院】

昭和三十七年三月七日印刷

昭和三十七年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局